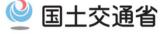
地域生活圏における必要な諸機能ごとの課題と対応の方向性等(参考資料)

- (1)日々の日常生活に必要な機能
 - ①医療·福祉【P1~16】
 - ②移動(地域交通等) 【P17~25】
 - ③買い物【P26~35】
 - 4教育(小中学校等) 【P36~42】
- (2)生活に必要な所得を得るために必要な機能
 - ⑤製造業・サービス業(地域産業) 【P43~50】
 - 6農林水産業 【P51~67】
 - 7観光 【P68~72】

- (3)日常に潤いを与える文化的な生活に必要な機能
 - ⑧自然環境(生物多様性・景観を含む) 【P73~79】
 - 9環境(地域の再生エネルギーの導入) 【P80~82】
 - ⑩文化芸術
 - (伝統的・歴史的な祭り、芸能、食文化、景観等) 【P83~88】
 - ①中心市街地【P89~96】
- (4)(1)~(3)の機能を支える要素
 - ①防災・減災、国土強靱化(地域の防災) 【P97~105】
 - 13情報通信 【P106~109】

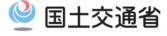


参考資料

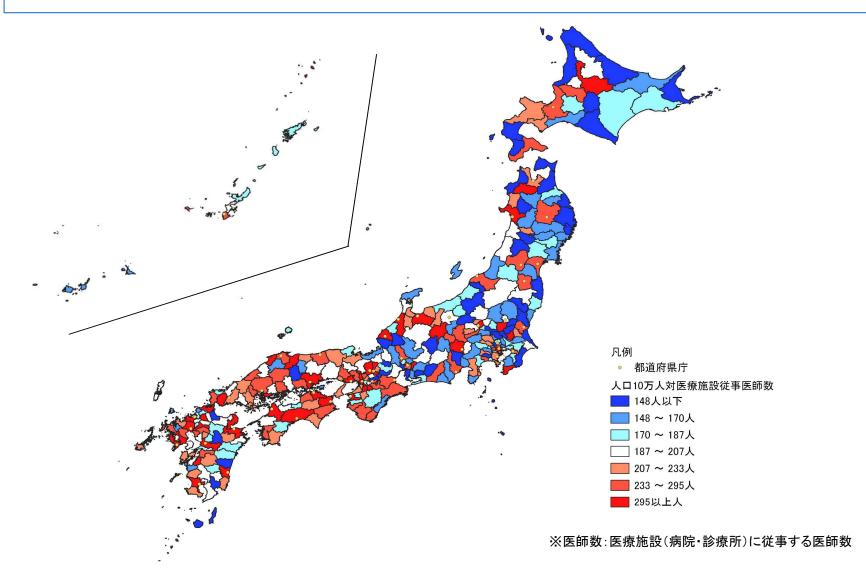
(1) 日々の日常生活に必要な機能

1医療・福祉

①-1:二次医療圏ごとの人口10万人対医師数



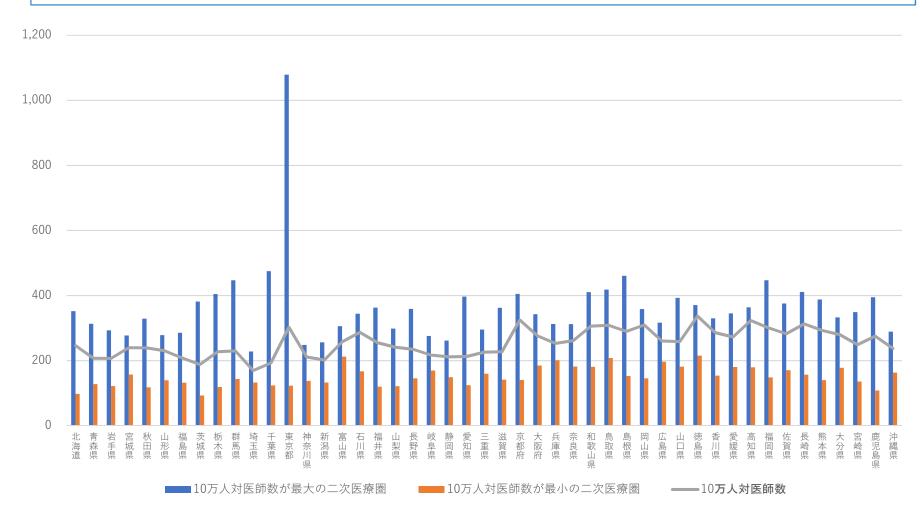
■ 人口10万人当たり医師数を二次医療圏ごとに見ると、県庁所在値などの都市部に集中している傾向。



①-2:二次医療圏ごとの人口10万人対医師数(最大・最小学

国土交通省

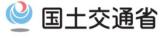
■ 人口10万人当たり医師数が最大・最小の二次医療圏を比較すると、同じ都道府県内でも2倍程度の差が見られ、地 域間の偏在がある。



※医師数: 医療施設(病院・診療所)に従事する医師数

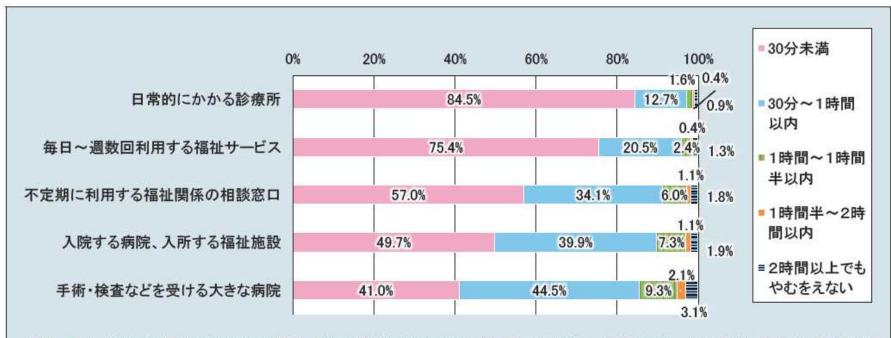
出典: 国勢調査(2020)、医師・歯科医師・薬剤師統計(2018)より国土政策局作成

1-3:医療・福祉のアクセスに関する意識調査



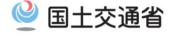
意識調査によれば、医療・福祉のアクセス(片道の通院・通所にかけられる最大時間)については、全 体的に1時間以内でのアクセスを求める傾向が見られ、特に、日常的にかかる診療所や通所の福祉 サービスについては、「30分未満」とする回答の割合が高い。

自分の片道の通院・通所にかけられる最大時間にかかる意識(2019年)



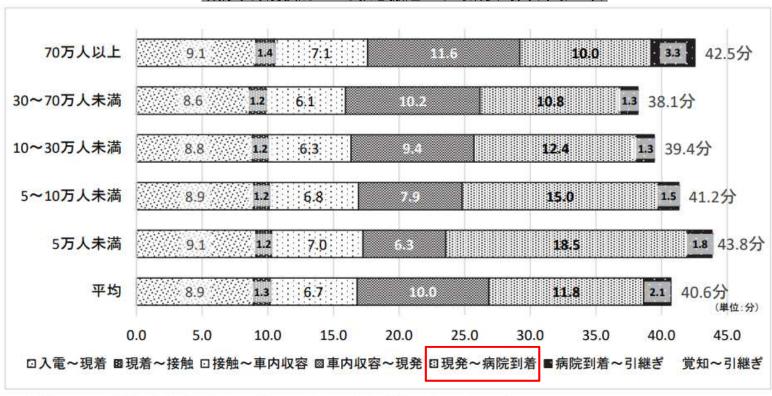
資料:厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室委託「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調 査|。調査の概要は図表1-5-4の(注)を参照。

①-4:救急搬送の平均所要時間(地域人口規模別)



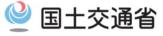
■ 救急自動車による救急出動要請の入電から医師引継ぎまでの平均所要時間を消防本部規模別でみると、人口規模が小さい地域ほど長く、現場出発から医療機関到着までの時間が影響しており、救急患者受入医療機関までの移動距離が要因と考えられる。

消防本部規模別による救急搬送の平均所要時間(令和2年)

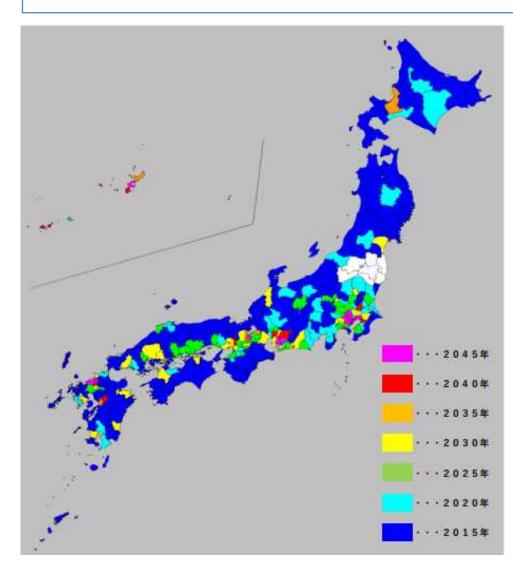


- (注) 1 消防本部規模の区分は平成27年国勢調査によるもの。
 - 2 各平均所要時間の合計と、入電から引継ぎまでの平均所要時間は一致しない場合がある。

1-5:二次医療圏ごとの外来患者推計のピーク



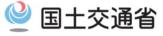
■ 外来医療については、多くの地域ですでに需要のピークを迎えていると考えられる。



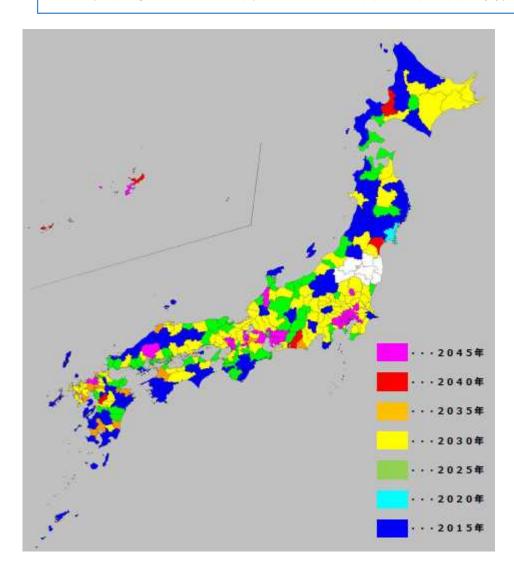
出曲1

- ・国立社会保障・人口開願研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」
- ・厚生労働省「平成29年患者調査」 【データ加工】
- ・産業医科大学公衆衛生学教室「地域別人口変化分析ツールAJAPA」
- ※「地域別人口変化分析ツールAJAPA」による推計方法 思者調査で把握できる都道府県・性・年齢階級・傷病別の受養率が将来も継続する と仮定し、将来推計人口の適り人口構造が変化した場合の患者数増減を推計している。 (2010年を100としたときの患者数を示している。)
- ※ 福島県については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成30年推計) 」において、東日本大量災の影響により市町村別の人口推移等を 推計することが困難との理由からデータが侵動されていないため、着色していない。

1-6:二次医療圏ごとの入院患者推計のピーク



■ 入院医療については、多くの地域で今後10年の間に需要のピークを迎えると考えられる。



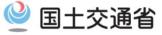
THUM!

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」
- ·厚生労働省「平成29年患者調査」

【データ加工】

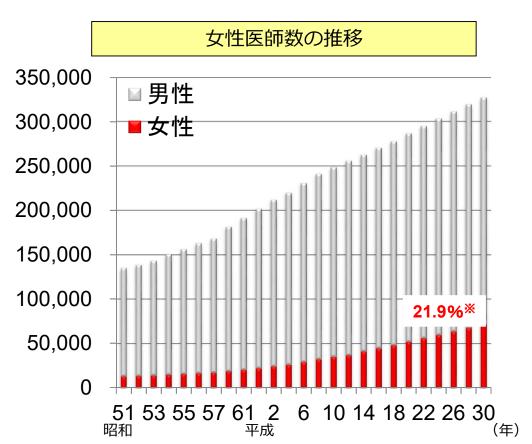
- 産業医科大学公衆衛生学教室「地域別人口変化分析ツールAJAPA」
- ※「地域別人口変化分析ツールAJAPA」による推計方法 患者調査で把握できる都道府県・性・年齢階級・傷病別の受養率が将来も継続する と仮定し、将来推計人口の適り人口構造が変化した場合の患者数増減を推計している。 (2010年を100としたときの患者数を示している。)
- ※ 福島県については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成30年推計)」において、東日本大震災の影響により市町村別の人口推移等を 推計することが困難との理由からデータが掲載されていないため、着色していない。

1-7:女性医師の年次推移



○全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、平成30年時点で<u>21.9%</u>を占める。

〇近年、若年層における女性医師は増加しており、<u>医学部入学者に占める女性の割合は約3分の1</u>となっている。



※医師数全体に占める割合

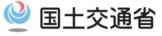
(出典)医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

医学部入学者・国家試験合格者数に占める 女性の割合

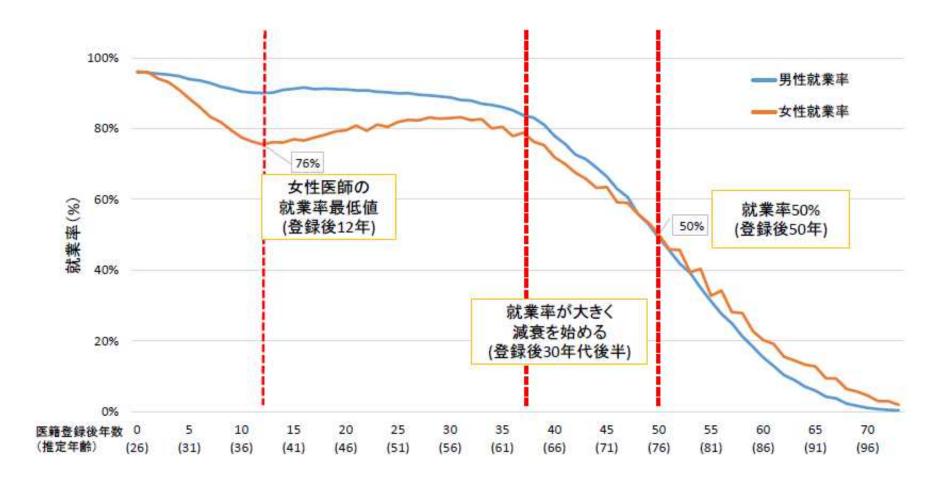


(出典)学校基本調査(文部科学省) 厚生労働省医政局医事課試験免許室調べ

1-8: 医籍登録後年数別の就業率(女性医師)



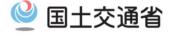
■ 女性医師の就業率は医籍登録後12年(概ね30代後半頃)で76%まで低下。



^{※2008}年~2018年の医師・歯科医師・薬剤師調査(医師届出票)および厚生労働省から提供された医籍登録データを利用して作成

[※]推定年齢は医籍登録後年数が0年の届出票の満年齢(12月末時点)の平均値が26.8歳であることを考慮し設定

①-9:オンライン診療等を実施可能とする医療機関



■ 新型コロナ感染拡大により、電話や情報通信機器を用いた診療等が可能な場合を拡大し、登録した医療機関数も令和2年6月にかけて15%程度まで増加したが、その後は横ばいで推移。

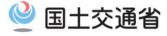
電話や情報通信機器を用いた診療を実施できるとして登録した医療機関数及び 初診から実施できるとして登録した医療機関数の推移



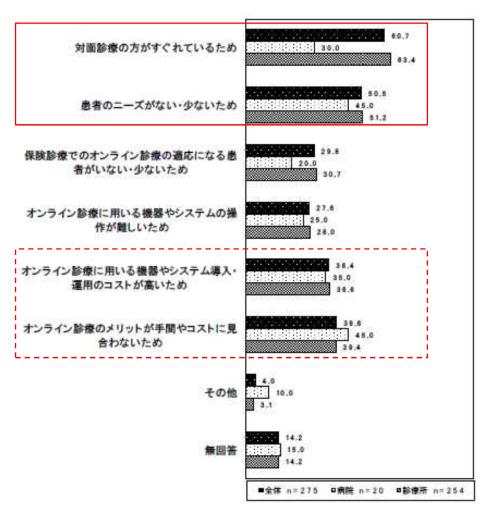
※5月末~令和3年4月末は、それぞれ、5月29日、7月1日、7月31日、9月3日、9月30日、10月29日、11月30日、12月25日、 1月29日、2月28日、3月31日、4月30日、5月31日、6月30日時点の都道府県報告の集計による。

※それぞれの割合の分母は、医療施設動態調査(各月末概数)における病院及び一般診療所の合計

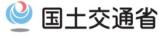
1-10:オンライン診療の届け出の意向がない理由



■ オンライン診療の届出意向がない施設(かかりつけ医)に対して理由を尋ねたところ、「対面診療の方がすぐれている」、「患者のニーズがない・少ない」という回答が多かったが、コストに関する理由も3割以上で見られた。



①-11:オンライン診療を受けたことが無い理由



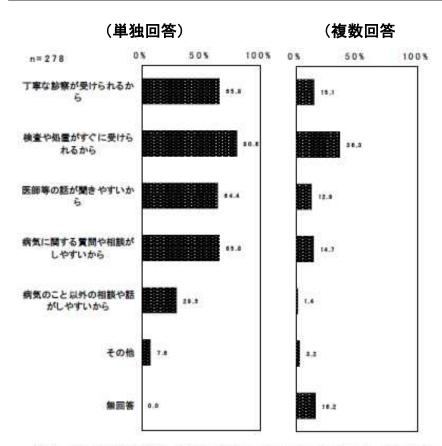
■ オンライン診療を受けたことがない患者は、できるだけ対面での診療を受けたいと考えている割合が高く、その理由としては「検査や処置をすぐ受けられるから」が最も多い。

オンライン診療を受けたことが無い理由 (複数回答)

n=421 80% 100% できるだけ対面での診療を受けたいと考えて 65.0 いるから オンライン診療の必要性を感じたことがない から 医師からオンライン診療を提案されたことが ないから 医師からオンライン診療の適応にならないと 貫われているから オンライン診療にかかる費用が高いから 機器や診療システムの使用が難しいから その他 無回答

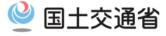
その他、オンライン診療を受けたことが無い理由(自由配載)として、「通っている病院ではやっていない」「存在を知らなかった」などがあげられた。

「できるだけ対面の診療を受けたいと考えている」と回答した理由」

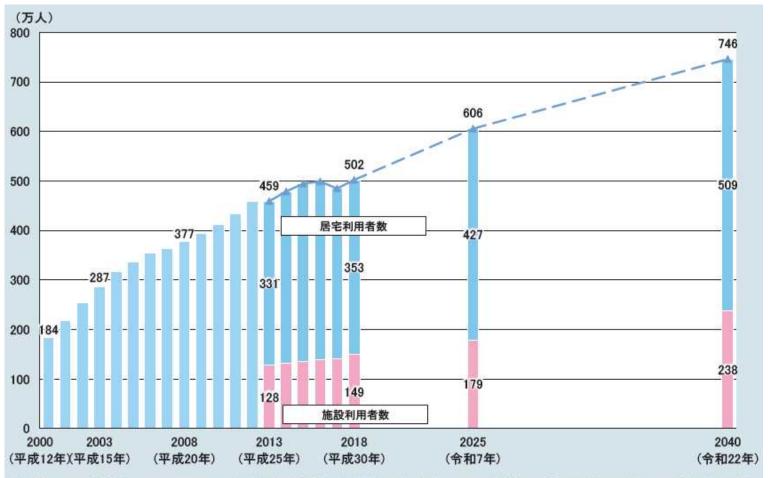


その他、できるだけ対面の診療を受けたいと考えている理由(自由記載)として、「顔色や触れ た時に感じるもので分かる病気があると思う」などがあげられた。

①-12:介護保険利用者数の推移及び見通し



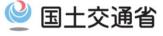
- 介護サービスの利用者数は着実に伸びてきており、2018年度で502万人と2000年度(184万人)と比べて2.7倍に増加。
- 2040年度で居宅サービス利用者は2018年度比で1.4倍(+156万人)、施設サービス利用者は同1.6倍(+89万人)になる と見込まれている。



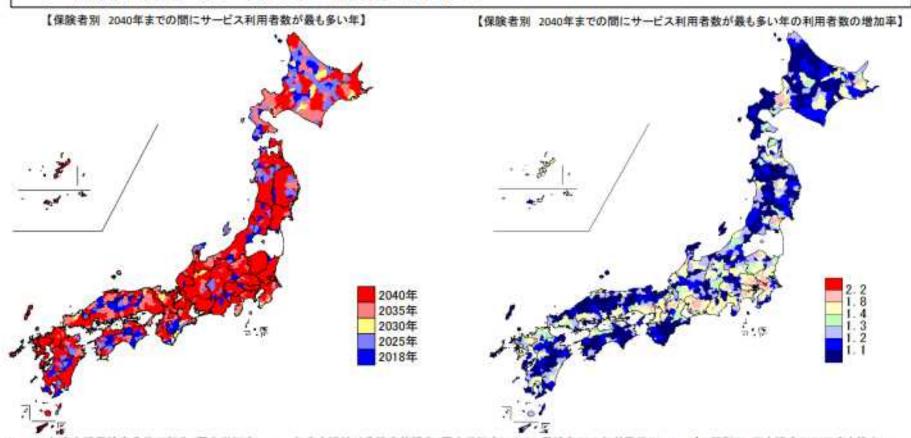
資料:2017年以前については、厚生労働省「介護保険事業状況報告」。2018年以降は「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)(内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省、平成30年5月21日)」

注) 2012年以前は、施設利用者数・居宅利用者の内訳は把握していない。

①-13:保険者別の介護サービス利用者数の見込み

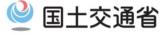


- 各保険者(福島県内の保険者を除く)における、2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを 過ぎ減少に転じた保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2018年の利用者数との比(増加率)をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、2倍超となる保険者も存在する。



※ 2018年度介護保険事業状況報告(厚生労働省)、2017年度介護給付費等実態調査(厚生労働省))から、保険者別の年齢階級別・サービス類型別・要介護度別利用率を算出し、 当該利用率に推計人口(日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を乗じて、2025年以降5年毎に2040年までの保険者別の推計利 用者数を作成(推計人口が算出されていない福島県内の保険者を除く)。

1-14:介護職員の不足感



■ 介護関係の職種の有効求人倍率を見ると、全職業の有効求人倍率に比べ、高い水準を維持し続けている。

有効求人倍率(介護関係職種)の推移

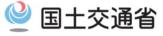


(注1) 有効求人倍率は年平均である。

(注2) パートタイムを含み、新規学卒者及び新規学卒者求人を除く常用に係る数字。

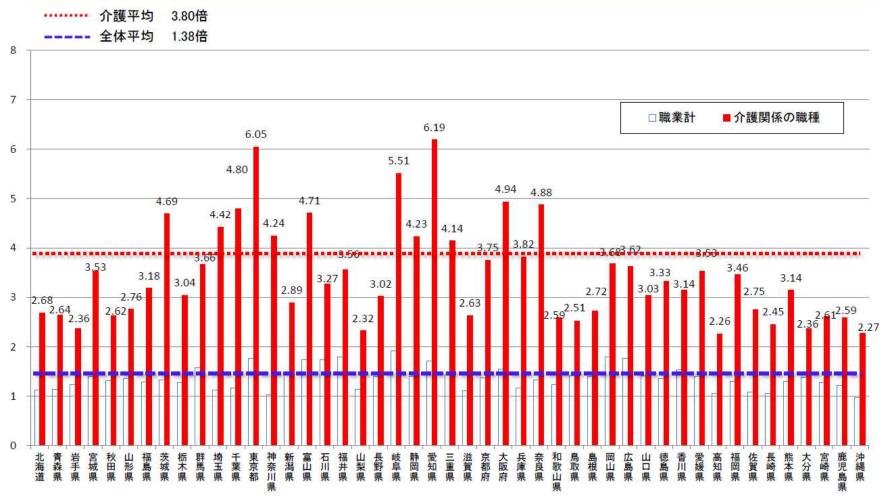
(注3)介護関係職種は、平成24年2月以前は、平成11年改定「労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「福祉施設寮母・寮父」「その他の社会福祉専門の職業」「家政婦(夫)」「ホームヘルパー」の合計、平成24年3月以降は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」「家政婦(夫)、家事手伝」「介護サービスの職業」の合計による。

①-15:介護分野の有効求人倍率(都道府県別)

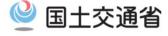


都道府県別有効求人倍率(平成31年4月)と地域別の高齢化の状況

〇 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異がある。



·資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

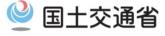


参考資料

(1) 日々の日常生活に必要な機能

2移動(地域交通等)

②-1:地域交通を取り巻く環境~高齢者の不安



高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加。

免許返納は年々増加

高齢者を中心に、公共交通がなくなると生活できなくなるのではないか、という声が大きい。

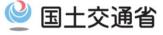


(出典) 警察庁公開資料より、国土交通省総合政策局作成

(出典) 国土交通省総合政策局作成

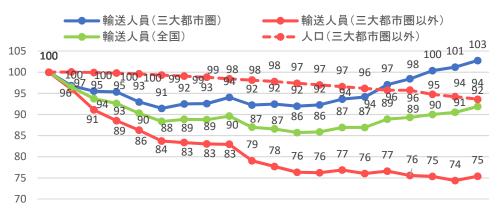
■50代 (n=824) ■60代 (n=824) ■70代 (n=824)

2-2:路線バスの現状



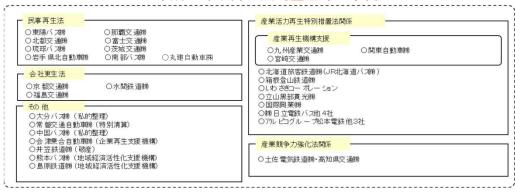
- 〇地方部では、人口の減少等を背景に、乗合バスの<u>利用者は依然として減少傾向</u>。
- ○一般路線バス事業者の<u>約74%が赤字事業者となっているなど厳しい経営状況</u>にあり、地方部においては、路線 廃止が進み、経営破綻した事例も発生。

一般路線バスの輸送人員の推移(平成12年度を100とした場合)

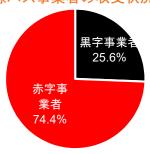


※「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を指す ※出典:「総務省統計局人口推計」「自動車輸送統計年報」より国土交通省作成

平成11年以降の法的整理等の事例



一般路線バス事業者の収支状況



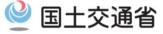
(保有車両30両以上の227者(令和元年度)) 資料:国土交通省自動車局作成

近年の路線バスの廃止路線延長

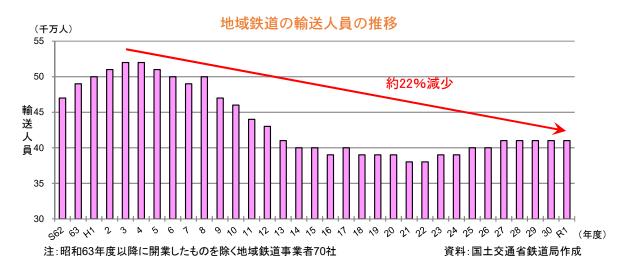
	廃止路線キロ
H22(2010)年度	1, 720
H23(2011)年度	842
H24(2012)年度	902
H25(2013)年度	1, 143
H26(2014)年度	1, 590
H27(2015)年度	1, 312
H28(2016)年度	883
H29(2017)年度	1, 090
H30(2018)年度	1, 306
R1(2019)年度	1, 514
計	<u>12, 302</u>

資料:国土交通省自動車局作成

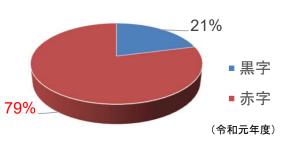
②-3:地域鉄道の現状



- 〇地域鉄道の輸送人員は、下げ止まっているものの、ピーク時(H3年度)に比べ約22%の減少。
- 〇地域鉄道事業者の約79%が赤字事業者となっているなど、厳しい経営状況にある中、車両、トンネル、橋りょう の老朽化が進行しており、更新費用の確保、バリアフリー化への対応など、多くの課題を抱える。

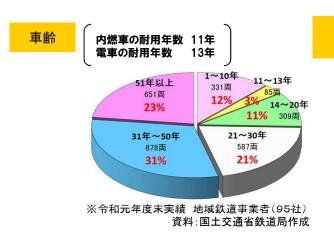


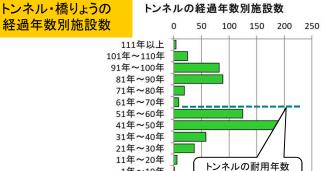
地域鉄道事業者の収支状況



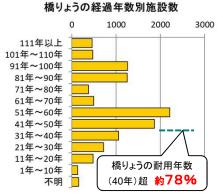
資料:国土交通省鉄道局作成

地域鉄道の施設の現状





(60年)超 約35%

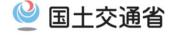


資料:国土交通省鉄道局作成

1年~10年

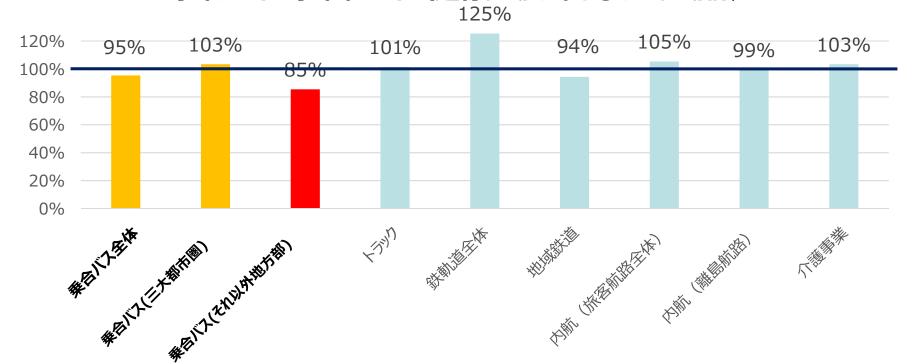
不明

②-4:地方部の乗合バスの収支の他産業との比較



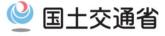
- 「乗合バス事業」の収支は全体でも約5%の赤字構造にあり、「地方部」では15%程度の赤字。
- 他の交通事業はそれぞれの産業全体では黒字。「地域鉄道」に限ると6%程度の赤字。
- 近年過当競争で収支構造が厳しいとされる「介護事業」は3%程度の黒字。
- →地方部の乗合バスは厳しい赤字構造下にある。

事業別当該事業収支率(運行補助のあるものは補助前)

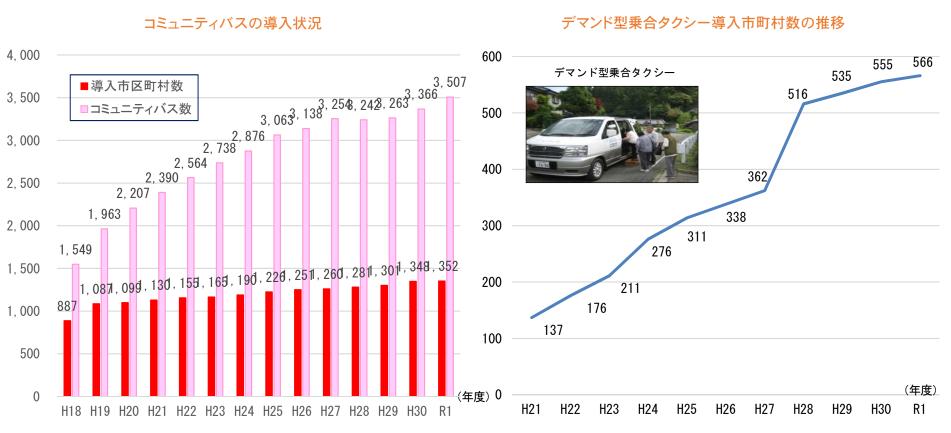


国土交通省自動車局資料、全日本トラック協会「経営分析報告書」、国土交通省鉄道局「鉄道統計年報」、国土交通省海事局「海事レポート」、厚生労働省「度介護事業経営実態調査結果」より、国土交通省総合政策局交通作成乗合バスはH30、それ以外はH28

2-5:コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの現状



〇一般路線バスによる地域の生活交通の維持が困難となる中で、地域の移動手段を確保する公共交通システム として、コミュニティバスや乗合タクシーの導入が進んでいる。

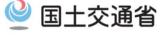


資料:国土交通省総合政策局作成

注1:乗合タクシーとは、乗車定員11人未満の車両で行う乗合の旅客運送サービスをいう。 注2:導入市町村数は、団地型・過疎型の運行形態の合計。 注3:いわゆる「自家用有償運送」は含んでいない。

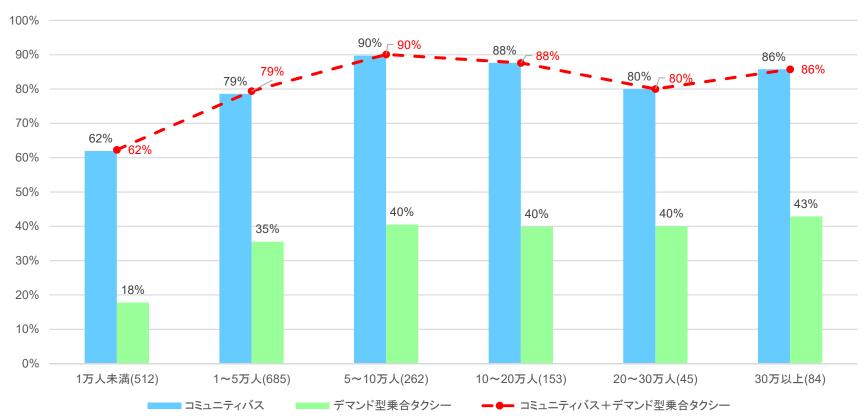
資料:国土交通省総合政策局作成

②-6:コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーの導入状況



■ コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーの導入状況を市町村人口規模別に見ると、人口5万人 以上10万人未満の市町村が約9割で最も高くなっている。

コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーの導入状況(市町村人口規模別)



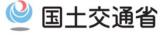
注1:乗合タクシー:乗車定員11人未満の車両で行う乗合の旅客運送 サービスをいう。

注2: 導入市町村数は、団地型・過疎型の運行形態の合計。

注3:いわゆる「自家用有償運送」は含んでいない。

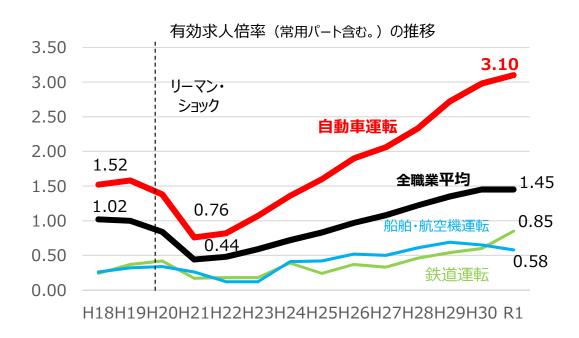
出典:国土交通省自動車局資料より、国土交通省国土政策局作成

②-7:運転手不足の深刻化



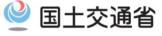
■ 自動車の運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の約2倍。

自動車運転事業の人手不足

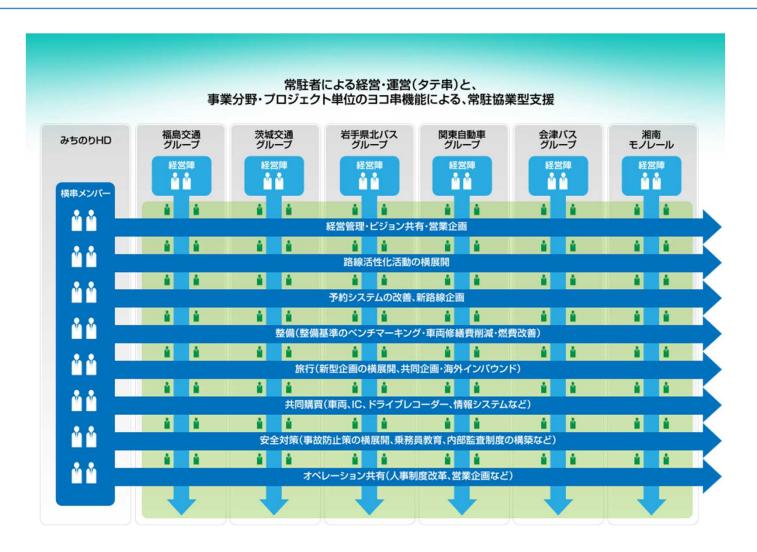


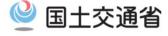
(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」より国土交通省総合政策局作成

②-8:取組事例(みちのりホールディングス)



■ (株)みちのりホールディングスでは、グループの各交通事業者に対して、経営、営業、整備、購買、予約システムなどに横串を刺すことで、グループ全体の生産性を向上。



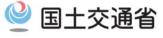


参考資料

(1) 日々の日常生活に必要な機能

③買い物

③-1:人口減少に伴う日常生活への影響・転居検討理由



■ 人口減少に伴う変化のうち、日常生活への影響が大きいもの・転居を検討する理由になるものを尋ねた意識 調査果では、いずれも「日常的な買い物をする店舗などが遠くなること」の回答割合が最も高い。

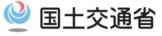
> アンケート調査において、次の選択肢から、「一般的に、ふだんの生活への影響が大きいと思うもの」「あなたが今 住んでいる市町村で起こった場合、違う地域への転居を検討する理由になるもの」をそれぞれ最大3つ選択。

- 1. 日常的な買い物をする店舗などが遠くなること
- 2. 市役所や出張所などの行政機関が遠くなること
- 3. バスや鉄道などの公共交通機関の本数が減ったり、路線が廃止されたりすること
- 4. ガソリンスタンドなど自家用車を使うための施設や設備が遠くなること
- 5. 大きな病院が遠くなること
- 6. 日常的にかかる診療所が遠くなること
- 7. 介護施設や保育所などの福祉施設が遠くなること
- 8. 学校(小中学校・高校)が遠くなること
- 9. レジャー施設など娯楽のための施設が遠くなること
- 10. その他
- 11. 特に影響はないと思う/転居の理由になるものはない

			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
日常生活	総要	女 (n=3,000)	日常的な買い物が 遠くなる	公共交通機関の本 数減少や路線廃止	特に影響はないと 思う	日常的にかかる診 療所が遠くなる	大きな病院が遠く なる
活への影響が大きいもの			57.6%	46.1%	22.1%	21.3%	20.3%
		居住市町村が「18~64歳 減少・65歳以上増加」地 域である者 (n=2,554)	日常的な買い物が 遠くなる	公共交通機関の本 数減少や路線廃止	特に影響はないと 思う	日常的にかかる診 療所が遠くなる	大きな病院が遠く なる
			57.3%	46.2%	22.4%	21.7%	19.7%
		居住市町村が「18~64歳 減少・65歳以上減少」地 域である者 (n=331)	日常的な買い物が 遠くなる	公共交通機関の本 数減少や路線廃止	大きな病院が遠く なる	行政機関が遠くな る	特に影響はないと 思う
			62.2%	46.5%	27.5%	19.0%	18.7%
転 総数 (n=3,000)		文 (n=3,000)	日常的な買い物が 遠くなる	転居の理由になる ものはない	公共交通機関の本 数減少や路線廃止	日常的にかかる診 療所が遠くなる	大きな病院が遠く なる
検			46.5%	36.7%	34.0%	20.6%	13.7%
転居を検討する理由になるもの総		居住市町村が「18~64歳 減少・65歳以上増加」地 域である者 (n=2,554)	日常的な買い物が 遠くなる	転居の理由になる ものはない	公共交通機関の本 数減少や路線廃止	日常的にかかる診 療所が遠くなる	大きな病院が遠く なる
			47.5%	36.2%	35.2%	20.8%	13.9%
		居住市町村が「18~64歳 減少・65歳以上減少」地 域である者 (n=331)	転居の理由になる ものはない	日常的な買い物が 遠くなる	公共交通機関の本 数減少や路線廃止	日常的にかかる診 療所が遠くなる	大きな病院が遠く なる
0			42.0%	38.7%	23.3%	19.0%	14.2%

資料: 厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室委託「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査」。調査の概要は図表 1-5-4の(注)を参照。

③-2:食料品アクセス困難人口



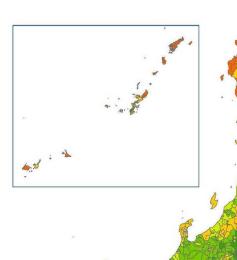
■ 65歳以上高齢者の4人に1人は、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な「食料品アクセス困難人口」であり、その割合は地方圏で高いが、三大都市圏でも増加傾向。

食料品アクセス困難人口の推計(2015年)

(千人、%)

							V 1 2 VV /V/
	65歳以			75歳以上	変化率(2005年比)		
			75歳」	75歳以上 b			
		65歳以上 人口割合		75歳以上 人口割合	割合 (b/a)	65歳以上	75歳以上
全国	8,246	24.6	5,355	33.2	64.9	21.6	42.1
三大都市圏	3,776	23.3	2,194	29.5	58.1	44.1	68.9
東京圏	1,982	23.2	1,112	28.6	56.1	59.3	89.2
名古屋圏	609	21.5	407	30.8	66.8	18.5	43.7
大阪圏	1,185	24.4	675	30.2	57.0	37.5	57.8
地方圏	4,470	25.9	3,161	36.4	70.7	7.4	28.1

食料品アクセス困難人口の割合



- 注1) アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指す。
 - 2) 「平成27年国勢調査」および「平成26年商業統計」のメッシュ統計を用いて推計したものである。
 - 3) 店舗は食肉、鮮魚、果実・野菜小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアである。
 - 4) 東京圏は東京、埼玉、千葉、神奈川、名古屋圏は愛知、岐阜、三重、大阪圏は大阪、京都、兵庫、奈良である。
 - 5) ラウンドのため合計が一致しない場合がある。

③-3:食料品の買い物が不便・困難な住民への対策の必要性国土交通省

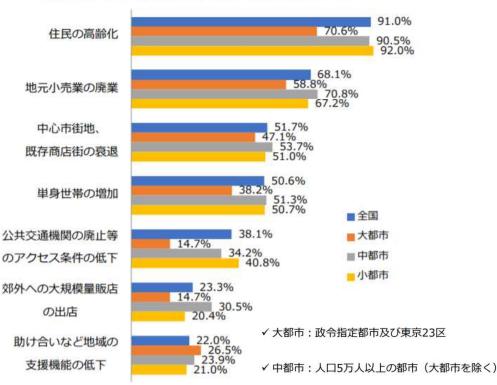
- 人口規模の小さい都市ほど、対策が必要だと感じている割合が高い
- 対策を必要とする背景としては、都市規模に関わらず「住民の高齢化」が最も多く挙げられ、次いで「地元小売業の廃業」、「中心市街地、既存商店街の衰退」と続いている。これは前年度までと同じ傾向である
- 回答の割合が過半を下回るものについては、都市規模別に回答が分散している傾向にあり、「助け合いなど地域の 支援機能の低下」を挙げた市町村の割合は大都市ほど多く、「公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下」は小 都市ほど多い。中都市では「郊外への大規模量販店の出店」が比較的多く挙げられている

対策を必要としてる市町村の割合 (都市規模別) 89.4% 85.9% 75.4% 67.6%

中都市

大都市

対策を必要とする背景として挙げられた割合(%)



✓ 小都市:人口5万人未満の都市

全国

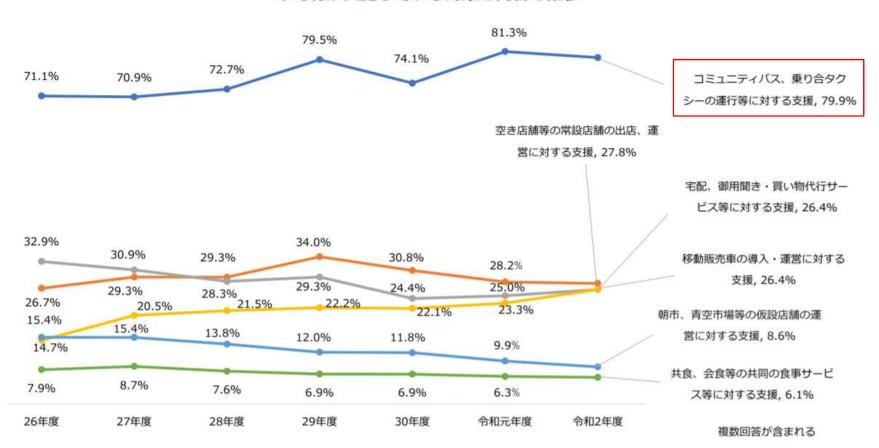
小都市

③-4:食料品の買い物が不便・困難な住民への対策の実施◎

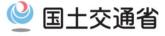
国土交通省

行政が実施している対策内容は、「コミュニティバス、乗合タクシーの運行等に対する支援」が79.9% と最も多く、減少傾向ではあるが「空き店舗対策等の常設店舗の出店、運営に対する支援」が27.8%と続いている。「移動販売車の導入・運営に対する支援」は26年度以降増加傾向にあり、「宅配、御用聞き・買い物代行サービス等に対する支援」と同等の26.4%である

市町村が実施している対策の内容の推移



③-5:事業者、住民別の地域課題に対する認識

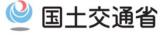


■ 地域課題に対する認識については、小規模事業者、住民ともに「商店街や中心市街地等の衰退」の回答割合が最も高くなっている。

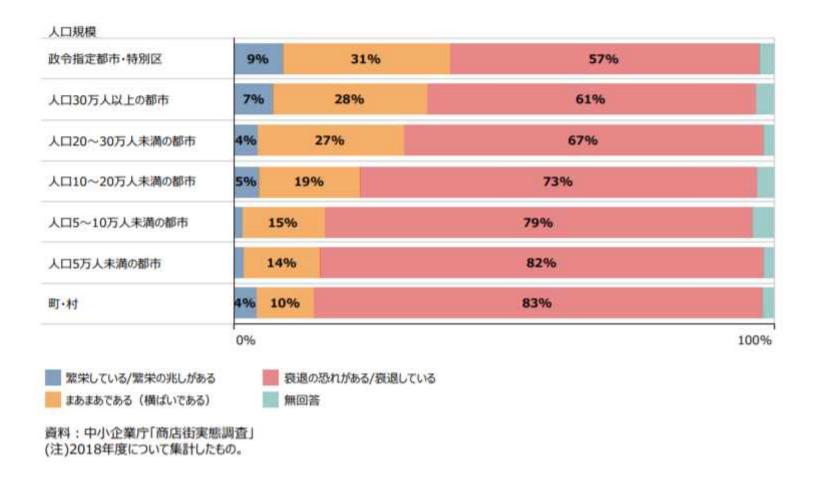
	事業者	住民			
1位	商店街や中心市街地等の衰退(31.5%)	商店街や中心市街地等の衰退(24.1%)			
2位	働き手の不足 (24.6%)	働く場所の不足 (13.4%)			
3位	地場産業の衰退・不在(18.2%)	交通インフラの脆弱化(11.5%)			
4位	働く場所の不足 (6.1%)	働き手の不足(10.4%)			
5位	観光資源の不足 (4.2%)	医療・介護施設の不足 (7.0%)			
6位	生活必需品・サービスを扱う店舗の減少(3.3%)	生活必需品・サービスを扱う店舗の減少(5.8%)			
7位	交通インフラの脆弱化 (3.1%)	地場産業の衰退・不在 (5.5%)			
8位	祭りや伝統行事・イベントの減少(2.0%)	高齢者支援(見守り等)の不足(4.5%)			
9位	その他(1.8%)	保育機能の不足 (3.3%)			
10位	親睦・交流行事の減少(1.3%)	観光資源の不足 (3.2%)			

資料:みずほ情報総研(株)「地域における小規模事業者の事業活動等に関する調査」、 みずほ情報総研(株)「普段の生活と地域とのかかわりに関するアンケート」 (注)1.回答数(n)は以下のとおり。事業者:n=4,655、住民:n=3,491。 2.事業者において、「地域課題はない」と回答した者(n=424)は除いている。 3.住民において、「地域課題はない」と回答した者(n=509)は除いている。

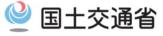
③-6:商店街の最近の景況(立地市町村の人口規模別)



■ 商店街の最近の景況について、『衰退している(「衰退している」および「衰退の恐れがある」)』と回答した商店 街は67.7%であり、人口5万人未満の都市と町・村では8割超。



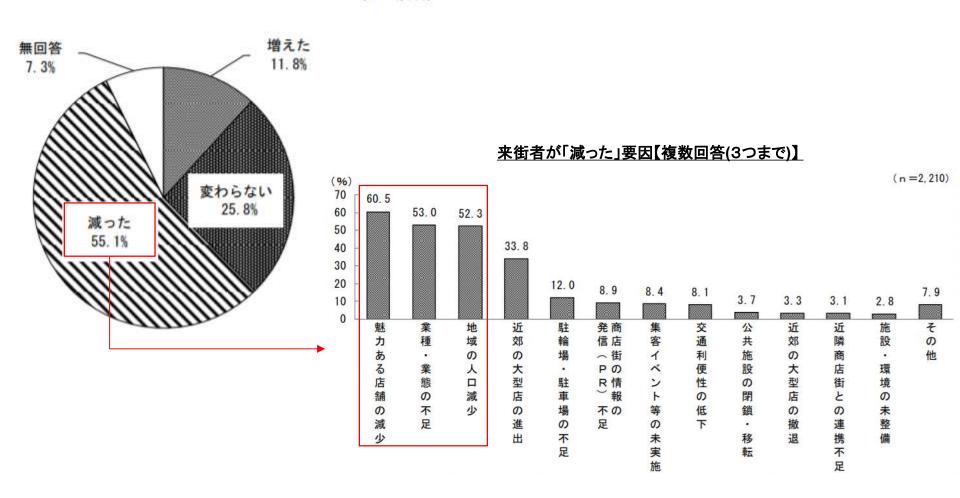
③-7:商店街の来街者数の変化と減少要因



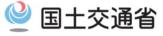
■ 半数以上の商店街で最近3年間の来街者数が減少しており、要因としては「魅力ある店舗の減少」、「業種・業態の不足」、「地域の人口減少」の順に多い。

最近3年間の来街者数の変化

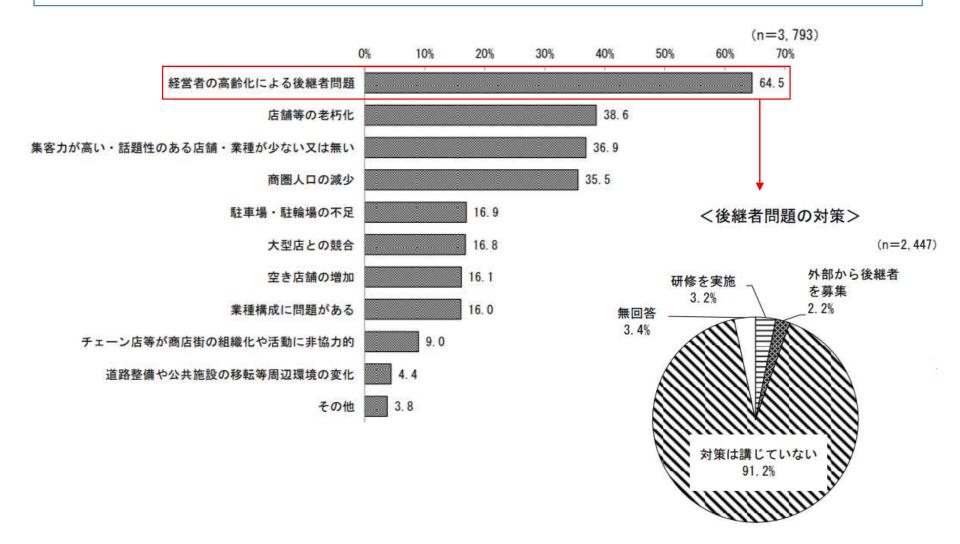
(n = 4,033)



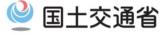
③-8:商店街の抱える問題



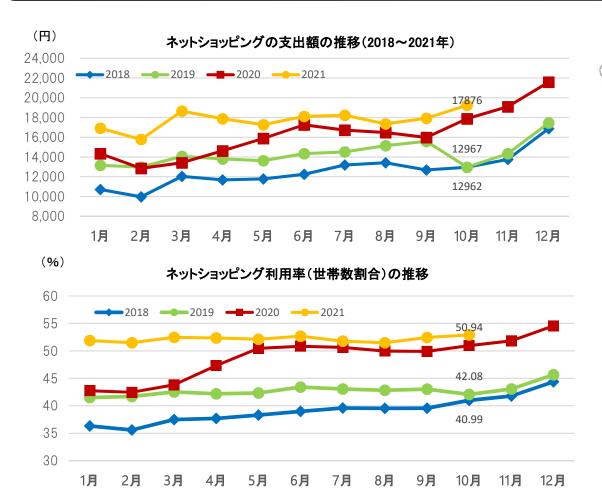
■ 商店街における問題についてみると、「経営者の高齢化による後継者問題」が最も多いが、9割以上が「対策 は講じていない」と回答。



③-9:ネットショッピングの状況(二人以上の世帯)



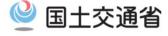
- 新型コロナの影響により、2020年4月から5月にかけて、ネットショッピング利用世帯の割合が急増し、初めて50%を超えた。
- ネットショッピング支出額の増加には食料等が大きく寄与。



○ ネットショッピングの支出額の対前年名目増減率に寄与した主な項目(%)

,	名目増減率	名目寄与度	
食料	36.7	6.47	
保険	18.6	0.77	
贈答品	24.9	0.66	
チケット	16.9	0.49	

出典)総務省統計局「家計消費状況調査 ネットショッピングの状況について(二人以上の世帯)-2021年(令和3年)10月分結果」

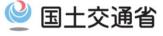


参考資料

(1) 日々の日常生活に必要な機能

4教育(小中学校等)

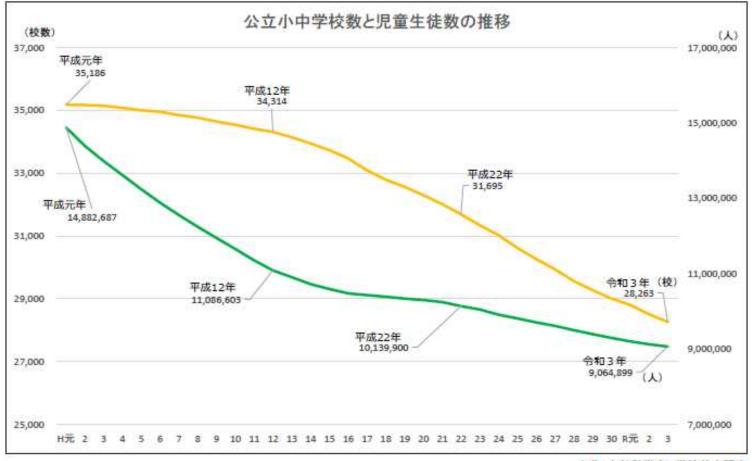
4-1:公立小中学校数と児童生徒数の推移



- 過去10年間で公立小中学校の学校数は9.8%(3.083校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.8%(986,251人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等※1という市町村は244(14.0%)※2ある。

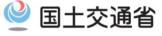
※1:1小1中0義務、1小0中0義務、 0小0中1義務

※2: 令和3年5月1日時点の市町村数 (1747市町村)を分母として算出

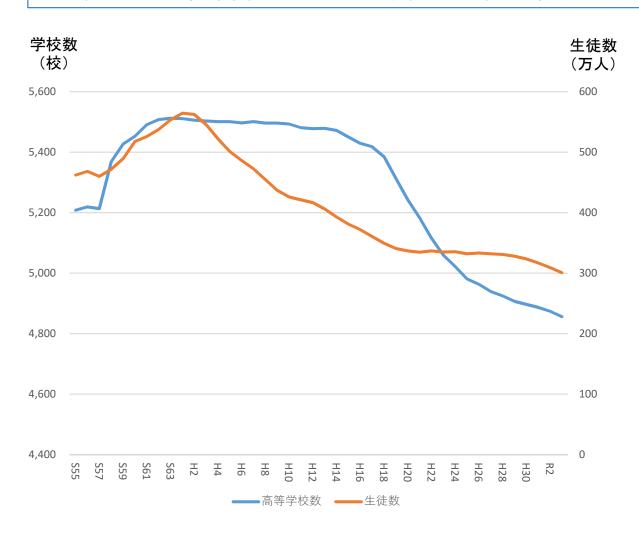


出典:文部科学省 学校基本調査

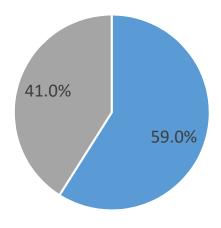
4-2:高等学校の学校数と生徒数



- 高等学校の学校数及び生徒数は減少傾向が続いている。
- 1市町村に公立高等学校がOないし1という市町村は1,027団体(59.0%)ある。

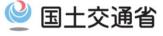


自市町村内に公立高等学校が Oないし1しかない割合

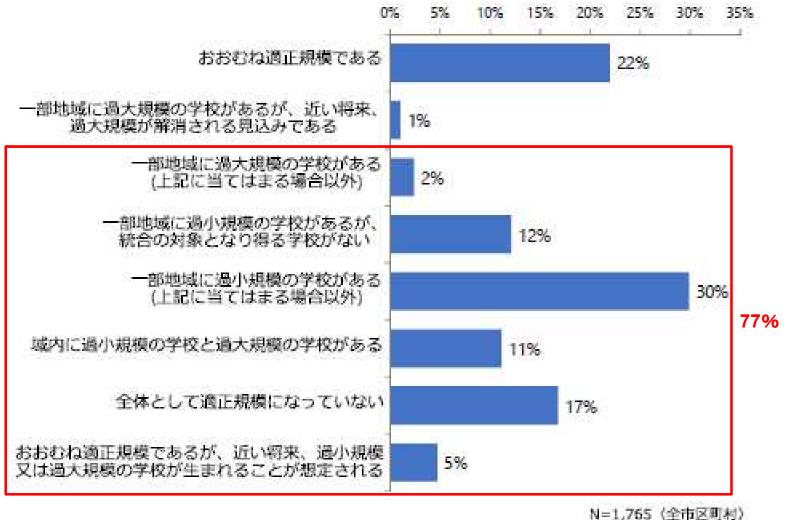


- ■公立高等学校の立地が0ないし1
- ■公立高等学校の立地が2以上

4-3:域内の学校の適正規模に関する認識

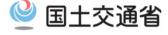


■ 市区町村の77%が域内の学校規模に課題があると認識。

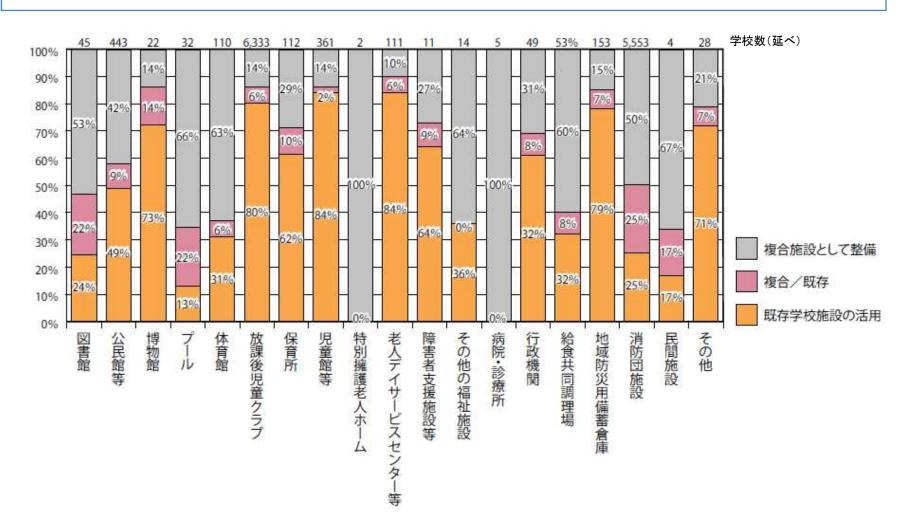


A=1,162 /王山区前431

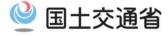
4-4:公立小中学校施設の複合化の状況



- 公立小中学校施設の複合化事例は、全国で10,567校、全体の35%を占める。
- (既存学校施設を活用した、放課後児童クラブや地域防災用備蓄倉庫との複合化事例が多い。)



4-5:端末の利活用の開始状況(小中学校等)



■ GIGAスクール構想の実現に向けて、令和3年7月時点で全国の公立の小中学校等の9割以上が、「全学年」 または「一部の学年」で端末の利活用を開始している。

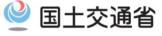




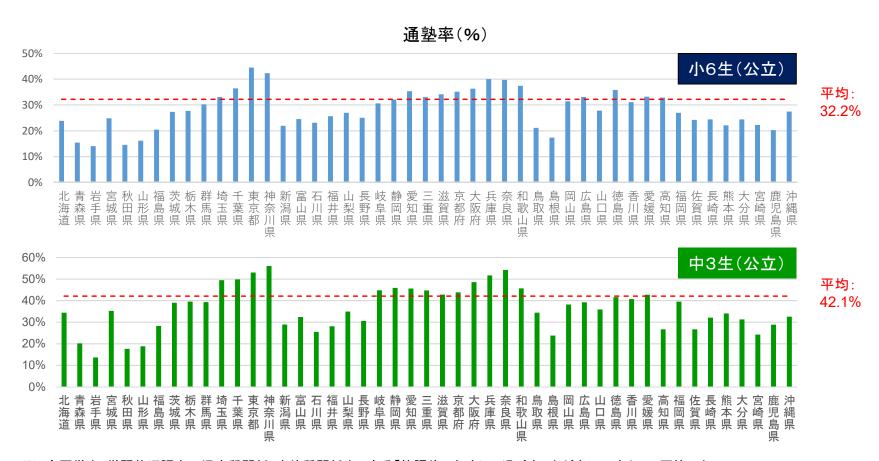
【調査の概要】

- 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)及び特別支援学校(小学部・中学部)の端末の活用等の状況(令和3年7月末時点)
- 対象自治体等数:1.812自治体等※「自治体等」とは都道府県、市区町村、一部事務組合を含む公立の義務教育段階の学校設置者
- 対象学校数: 小学校等(小学校、義務教育学校第1学年~第6学年、特別支援学校小学部):19,787校、 中学校等(中学校、義務教育学校第7学年~第9学年、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部):10,157校
 編数処理の都合上、合計が100%に一致しないものがある。

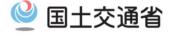
4-6:都道府県別通塾率(公立)



■ 首都圏や近畿圏では通塾率が比較的高いなど、地域差が見られる。



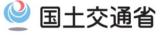
※ 全国学力・学習状況調査の児童質問紙・生徒質問紙内にある「放課後に何をして過ごすことが多いですか」の回答において、 「学習塾など学校や家以外の場所で勉強している」と回答したものを通塾したとみなし、通塾率を算出。



参考資料

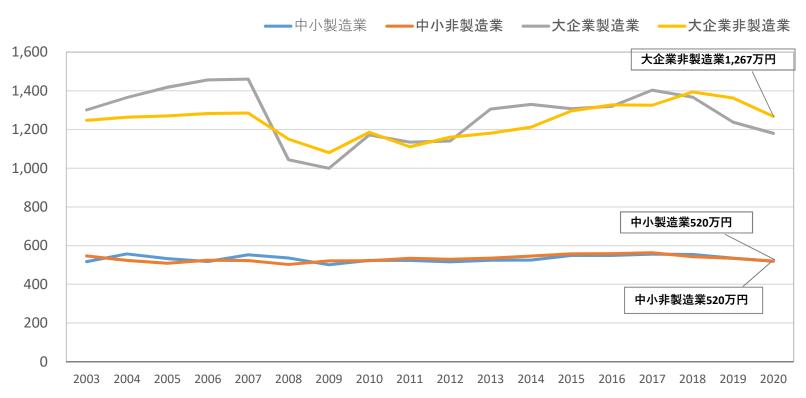
- (2) 生活のための所得を確保するために必要な機能
 - 5製造業・サービス業(地域産業)

⑤-1:企業規模別の労働生産性の推移



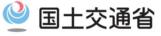
■ 中小企業の労働生産性は、長らく横ばい傾向が続いており、足元では大企業との差は徐々に拡大している。

労働生産性の推移(2003年度~2020年度)

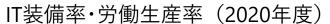


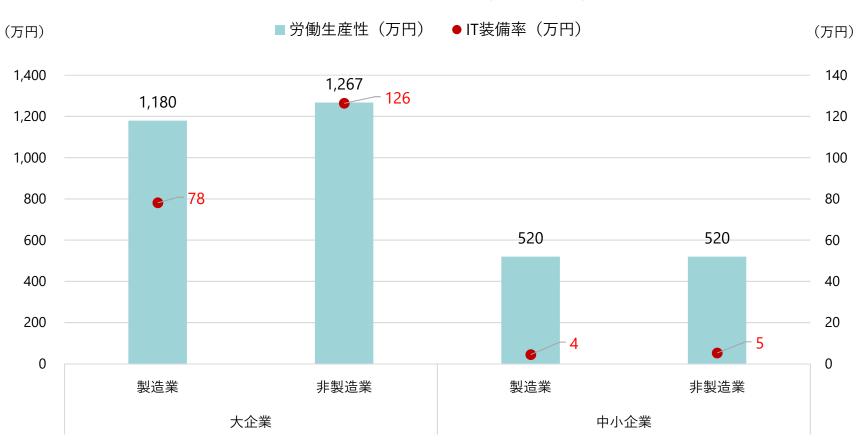
- ※1 大企業は資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金1億円未満の企業としている。
- ※2 平成18年度調査以前は付加価値額=営業純益(営業利益一支払利息等)+役員給与+従業員給与+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃貸料+租税公課とし、平成 19年度調査以降は、これに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとしている。

⑤-2:IT装備率(規模別·業種別)



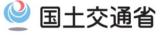
■ 中小企業は、大企業と比べるとIT装備率が低い。



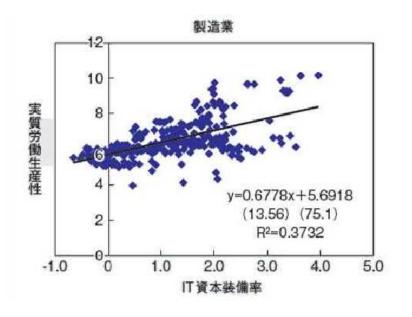


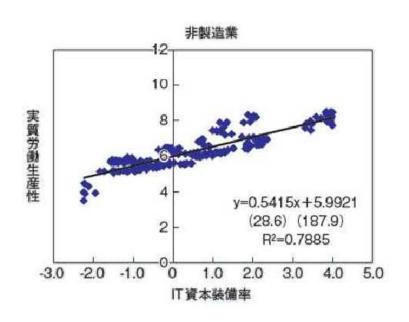
- ※1 IT装備率=IT資本ストック(無形固定資産ソフトウェア)÷従業員数
- ※2 大企業は資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金1億円未満の企業としている。

⑤-3:IT装備率と労働生産性の関係



■ 製造業、非製造業ともに、IT装備率が高くなるほど労働生産性が高くなる傾向がみられる。

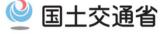




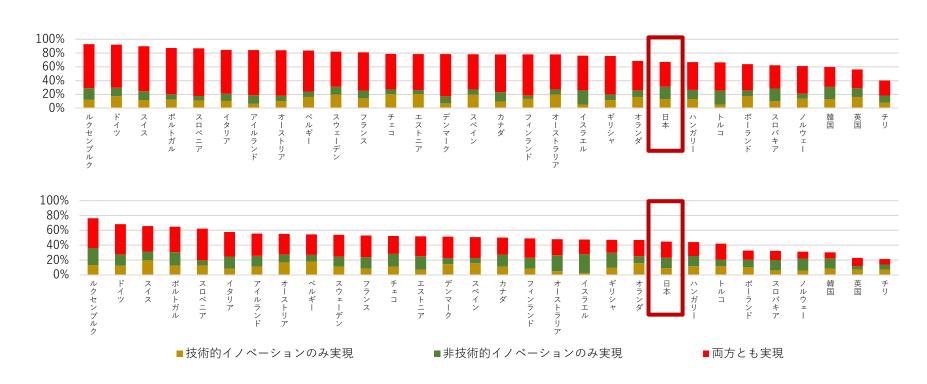
- ※1 図は、(独)経済産業研究所「日本産業生産性(JIP)データベース2013」を基に作成されている。
- ※2 産業分類8-59を製造業、60-97を非製造業(データが使用できない72住宅を除く)としている。
- ※3 実質労働生産性は、実質付加価値(100万円)/マンアワー(1000人×総実労働時間)で算出し、対数変換している。
- ※4 IT資本装備率は、IT資本ストック(有形固定資産を含む)(100万円、2000年価格)/従業者数(人)で算出し、対数変換している。
- ※5 データは、2005年から2010年までプールしたもの。
- ※6 ()内はt値。

(出典)「平成26年版 労働経済の分析 人材力の最大発揮に向けて」

5-4:イノベーションの実現状況

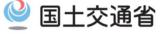


■ 我が国において2012年度〜2014年度の間に自社でイノベーションが有ったと認識している企業の割合は、大企業で67%、中小企業で47%となっており、海外の主要国と比較すると、日本は大企業、中小企業ともに相対的に低い水準。

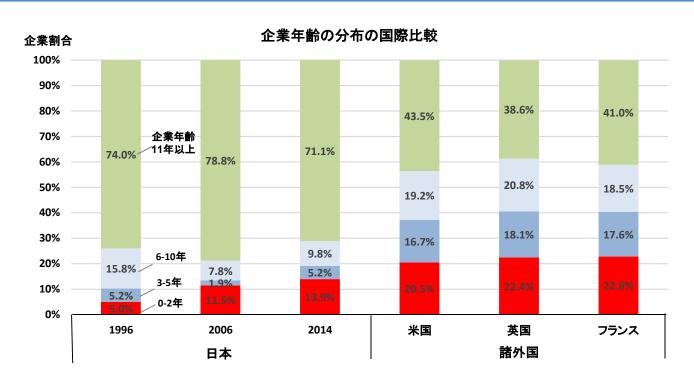


- ※ 中小企業は従業員規模が10人以上250人未満の企業。
- ※ 各国の企業へのアンケート調査(調査年は国により、2012年~2014年のうち単年~複数年)によるため、調査手法や国による回答性向の差があることに留意が必要。
- ※ 日本は全国イノベーション調査により、2012年度~2014年度の間に、下記に該当するイノベーションが有ったと回答した企業の割合。
- ※ 技術的イノベーション:新しい又は大幅に改善された製品・サービスの市場への導入や、新しい又は大幅に改善された生産工程・配送方法の導入。 非技術的イノベーション:新しいマーケティング方法の導入や、企業の業務慣行、職場組織又は社外関係に関する新しい方法の導入。

⑤-5:企業年齢の分布の国際比較

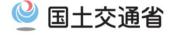


- 2020年度調査において存在が確認された大学発ベンチャーの企業数は、2,905社。2019年度調査で確認された2,566社から339社増加し、過去最高の企業数と伸びを記録※。
 - ※ 2020年10月時点。昨年度調査以降に新設した企業が201社、2020年以前に設立されていたが前回調査で把握できなかった企業が207社。 大学発ベンチャーではなくなった企業は69社、うち、解散・閉鎖した企業は23社。解散・閉鎖した企業のうちM&Aされた企業は4社。

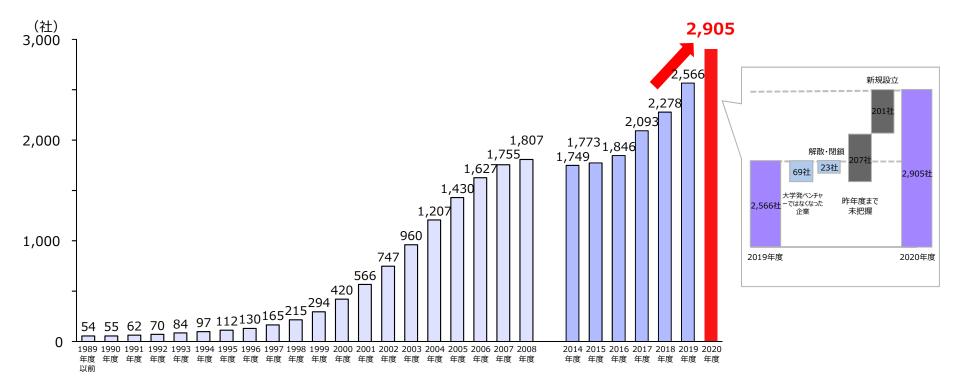


- ※ 池内健太、伊藤恵子、深尾京司、権赫旭「日本における雇用と生産性のダイナミクス: OECD Dynemp/MultiProdプロジェクトへの貢献と国際比較」、RIETI Discussion Paper(2019年11月)を基に作成。
- ※ 対象は従業員50人未満の企業。英国・米国は2001-2011年の数値の年平均。フランスは2001-2007年の数値の年平均。

5-6:大学発ベンチャー企業数の年度別推移



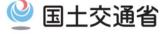
- 2020年度調査において存在が確認された大学発ベンチャーの企業数は、2,905社。2019年度調査で確認された2,566社から339社増加し、過去最高の企業数と伸びを記録※。
 - ※ 2020年10月時点。昨年度調査以降に新設した企業が201社、2020年以前に設立されていたが前回調査で把握できなかった企業が207社。 大学発ベンチャーではなくなった企業は69社、うち、解散・閉鎖した企業は23社。解散・閉鎖した企業のうちM&Aされた企業は4社。



本調査では、下記の5つのうち1つ以上に当てはまるベンチャー企業を「大学発ベンチャー」と定義している。

- 1. 研究成果ベンチャー: 大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー
- 2. 共同研究ベンチャー: 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー
- 3. 技術移転ベンチャー: 既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けたベンチャー
- 4. 学生ベンチャー: 大学と深い関連のある学生ベンチャー
- 5. 関連ベンチャー: 大学からの出資がある等その他、大学と深い関連のあるベンチャー

5-7:後継者確保の状況



- 後継者不在率は直近5年間では大きく改善しているが、依然として高水準。
- また、小規模事業者ほど、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不在率も高い。

後継者不在率の推移(年代別) (%)──60代 ──70代 ──80代以上 60.0 55.0 50.0 45.0 40.0 37.0 35.0 30.0 29.4 25.0

出典:帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」

社長が70歳以上の割合(売上高別)

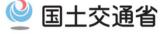


出典:帝国データバンク「全国社長年齢分析」(2020年)

後継者不在率 (売上高別)



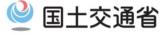
出典:帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査」(2019年)



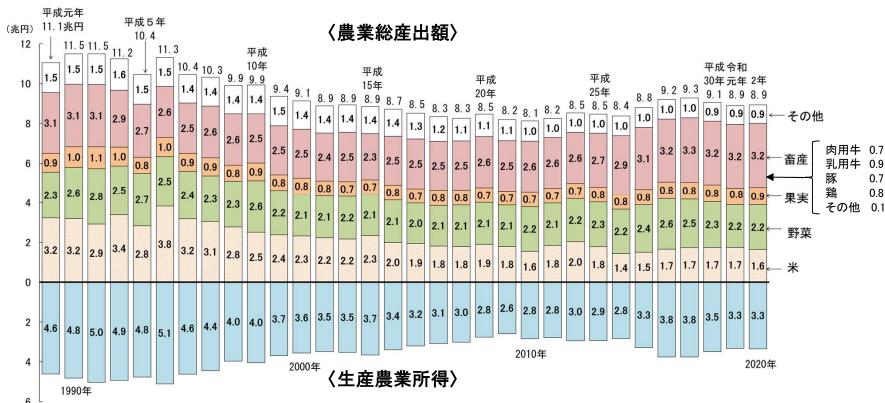
参考資料

(2) 生活のための所得を確保するため に必要な機能 ⑥農林水産業

⑥-農-1:農業総産出額と生産農業所得の推移



- 農業総産出額は、近年、米、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の取組みが進められてきたこと等を要因として増加傾向で推移。
- 生産農業所得は、近年、農業総産出額の増加等を要因として増加傾向で推移。



資料·農林水産省「生産農業所得統計」

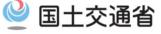
注1:その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。

2:乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。3:四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

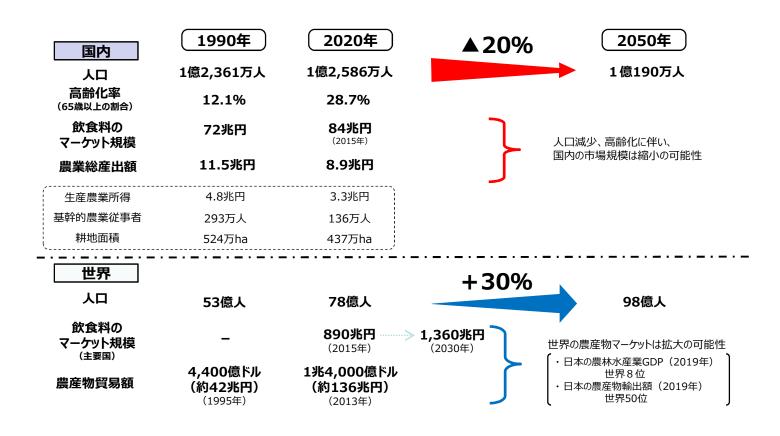
参考:農業総産出額 = Σ (品目別生産量×品目別農家庭先販売価格)

生產農業所得=農業総産出額-物的経費(肥料、農薬、光熱動力費等)+経常補助金

⑥-農-2:農政を取り巻く状況の変化

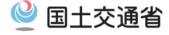


■ 人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模は減少の可能性。一方、世界の農産物マーケットは拡大する可能性。

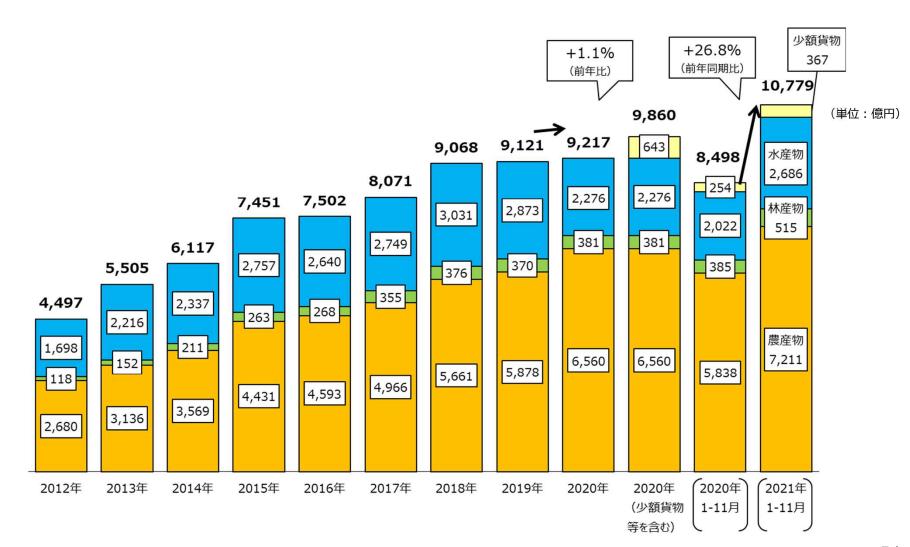


出典: 農林水產省作成資料。 53

⑥-農-3:農林水産物・食品の輸出額の推移



■ 農林水産物・食品の輸出額は、2021年11月に初めて1兆円を突破。

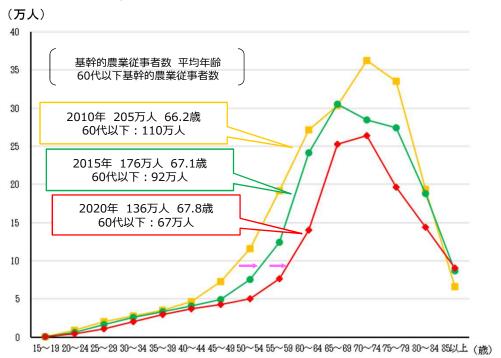


(参考)農業就業者の高齢化と担い手不足



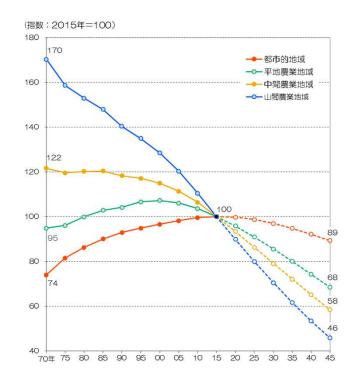
■ 日本の生産者は年々高齢化し、今後一層の担い手減少が見込まれ、労働不足等の生産基盤の脆弱化が深刻な課題となっている。農山漁村の人口減少は特に農村の平地や山間部で顕著に見られる。

○ 担い手の高齢化と担い手不足



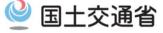
出典:農林水産省「2020年農林業センサス」、「2015農林業センサス」(組替集計)、「2010年世界農林業センサス」(組替集計) 基幹的農業従事者:15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

〇 農山漁村における人口減少



- 注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)は コーホート分析による推計値である。
 - 2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

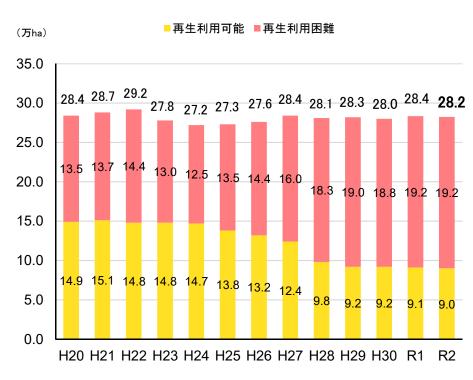
(参考)農地面積等の推移



■ 農地面積は、荒廃農地の発生や宅地等への転用等により、年々減少。荒廃農地面積は28.2万ha(令和2年)あり、そのうち再生可能なものが9万ha(32%)、再生利用困難なものが19万2千ha(68%)。

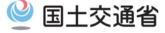
農地面積の推移 (万ha) 700 609万ha (計)(S36 最大値) 600 約174万ha減少 500 270万ha 434.9万ha 畑 400 (計)(R3)(概数) 198.3万ha(概数) 300 200 339万ha 田 236.6万ha(概数) 100 S31 36 41 46 51 56 61 H3 8 13 18 23 28 R3 (年) 資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

荒廃農地面積の推移

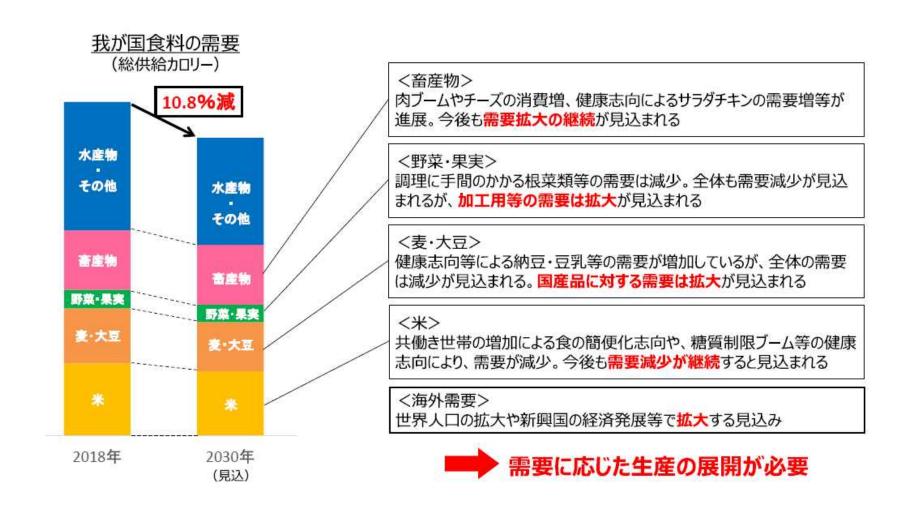


資料:農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

(参考)品目ごとの需要の変化

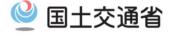


■ 人口減少やライフスタイルの変化に伴い、品目ごとの需要も変化。

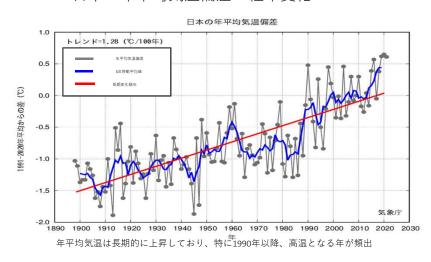


出典: 農林水産省作成資料。

(参考)温暖化による気候変動・大規模自然災害の増加

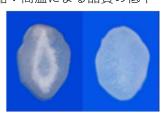


- 日本の年平均気温は、100年あたり1.28℃の割合で上昇。2020年の日本の年平均気温は、統計を開始した 1898年以降最も高い値。(2021年は過去3番目に高い値)
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく高温による品質低下などが既に発生。
- 降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。
 - 日本の年平均気温偏差の経年変化



■ 農業分野への気候変動の影響

・水稲:高温による品質の低下

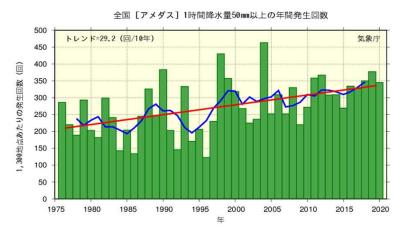


白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面

・リンゴ:成熟期の着色不良・着色遅延



■ 1時間降水量50mm以上の年間発生同数



2011年~2020年の10年間の平均発生回数は334回 1976年~1985年と比較し、1.5倍に増加

■ 農業分野の被害

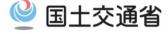


浸水したキュウリ (令和元年8月の前線に伴 う大雨)

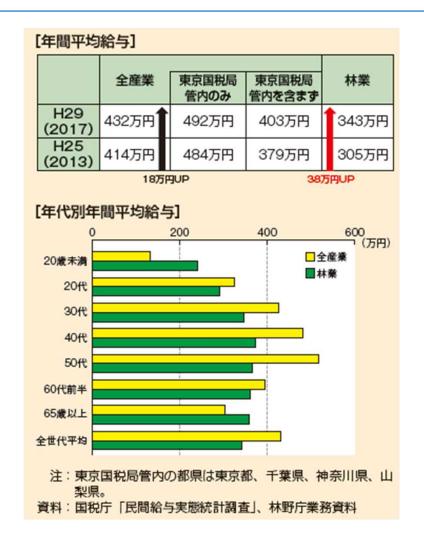


被災したガラスハウス (令和元年房総半島台風)

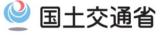
⑥-林-1:全産業と林業従事者の平均給与



- 林業従事者の年間平均給与は、2013年から2017年までで38万円(12%)上昇している。
- 全産業平均と比較すると、差は縮まっているものの、90万円程度低く、特に30代から50代にかけて全産業平均と の差が大きい。



⑥-林-2:森林資源の状況



■ 森林面積の4割が人工林。森林蓄積は人工林を中心に増加しており、現在約52億㎡。人口林の半数が一般的 な主伐期である50年生を超えている状況。

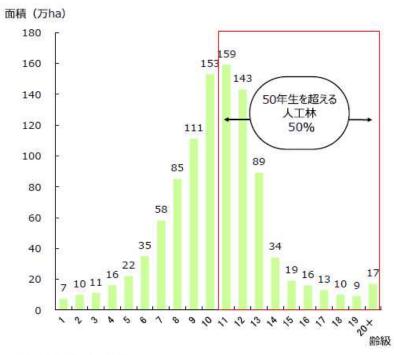
○森林面積の内訳 単位: 万ha その他 天然林等 219 (21%) スギ (59%)1,484 444 (44%) カラマツ 98 (10%) ヒノキ 人工林 1,020 260 (25%) (41%)人工林樹種別面積 人天別森林面積

資料:林野庁「森林資源の現況」 注:数値は平成29年3月31日現在。

○森林蓄積の推移



○人工林の齢級別面積



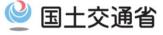
資料:林野庁「森林資源の現況」

注1:数値は平成29年3月31日現在。

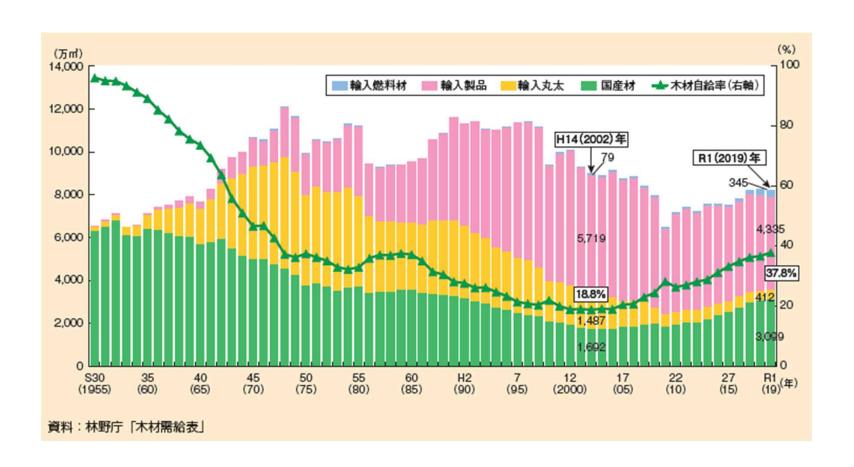
注2:森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象森林の面積。

注3: 節級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1節級」と数える。

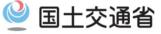
⑥-林-3:木材供給量の推移



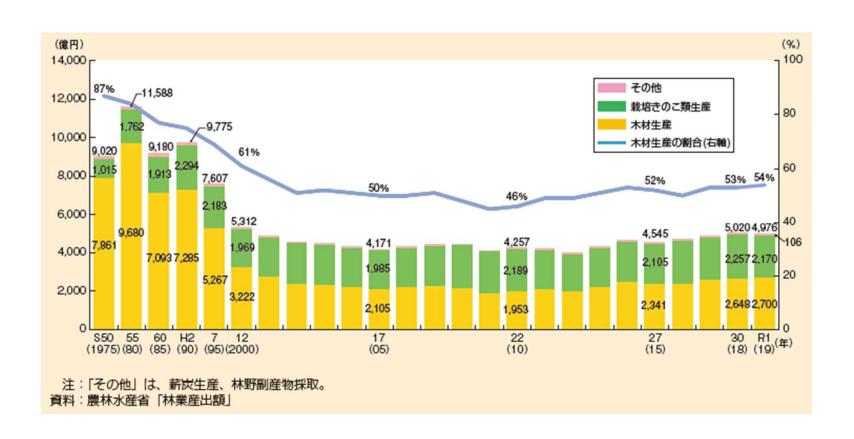
■ 国産材供給量は、森林資源の充実や合板原料としてスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での利用の増加等を背景に、2002年を底として増加傾向。



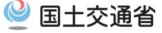
⑥-林-4:林業産出額の推移



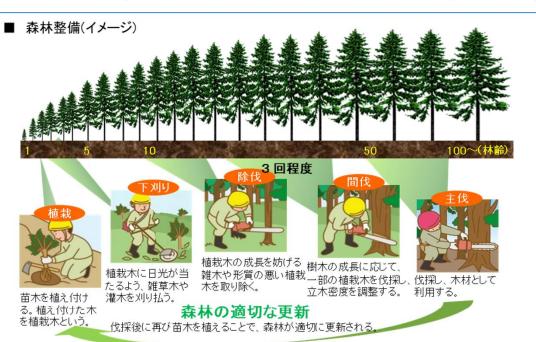
■ 林業産出額は、2005年以降は4,000億円程度。2014年以降は4,500億円以上で推移。



⑥-林-5:森林整備の意義



- 森林の多面的機能を発揮させるためには、植栽、下刈り、間伐等によって健全な森林を育てることが必要。地球温暖化 防止や、近年の自然災害の激甚化・頻発化への対策等として、間伐等の適切な森林整備を推進。
- 利用期を迎えた森林が増加しており、主伐後に再造林を行うことで、多面的機能を持続的に発揮させつつ森林資源の循環利用を推進することが必要。また、このためには苗木の安定供給が重要。
- 再造林に向けては、造林コストの低減のため、早生樹やエリートツリー等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入等を進めるとともに、コンテナ苗等の生産体制の構築が重要。
- このほか、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ人工林を花粉の少ない森林へ転換する取組を推進。



■ 間伐の重要性

× リ

- ✓ 残存木の成長や根の発達が促され、風雪害に強い森林に
- ✓ 林内の光環境が改善し、下層植生が繁茂することで、表土の流出を防ぐ
- ✓ 様々な動植物の生息・生育が可能になり、種の多様性が向上
- ✓ 病虫害に対する抵抗性が向上
- / 国際ルール上、森林吸収源として算入可能

間伐が遅れた 人工林のイメージ 人工林のイメージ

■ 再造林の推進



エリートツリー等の活用



資料: 林野庁業務資料

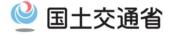
- ✓ エリートツリー等について、成長量、材質、花粉量が一定の基準を満たす個体を特定母樹に指定
- ✓ 収穫期間の短縮や下刈り回数の低減等、造林コストの低減に期待

コンテナ苗生産量の推移



- グ 優良種苗の安定 供給に向けての 取組を推進
- イ コンテナ苗の生産性の向上と供給拡大を推進

(参考)林業従事者の推移



■ 林業従事者は、2015年は4.5万人で、10年前の2005年から7千人減少。

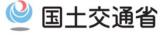


	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
業従事者	126,343 (19,151)	100,497 (14,254)	81,564 (10,468)	67,558 (8,006)	52,173 (4,488)	51,200 (3,020)	45,440 (2,750)
育林従事者	74,259 (15,151)	58,423 (10,848)	48,956 (7,806)	41,915 (5,780)	28,999 (2,705)	27,410 (1,520)	19,400 (1,240)
伐木·造材· 集材従事者	46,113 (2,870)	36,486 (2,326)	27,428 (1,695)	20.614 (1.294)	18,669 (966)	18,860 (610)	20.910 (690)
その他の林業 従事者	5,971 (1,130)	5,588 (1,080)	5,180 (967)	5,029 (932)	4,505 (817)	4,930 (890)	5,130 (820)

- 注1:高齢化率とは、65歳以上の従事者の割合。
 - 2: 若年者率とは、35歳未満の従事者の割合。
 - 3:内訳の()内の数字は女性の内数。
 - 4:2005年以前の各項目の名称は、「~従事者」ではなく「~作業者」。
 - 5:「伐木・造材・集材従事者」については、1985年、1990年、1995年、2000年は「伐木・造材作業者」と「集材・運材作業者」 の和。
 - 6: 「その他の林業従事者」については、1985年、1990年、1995年、2000年は「製炭・製薪作業者」を含んだ数値。

資料:総務省「国勢調査」

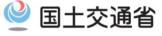
(参考)林業の労働災害発生件数の推移



- 林業労働における死傷者数は長期的に減少傾向にあるものの、林業における労働災害発生率は、2019年の死 傷年千人率※でみると20.8で、全産業平均の9.4倍となっている。
 - ※ 労働者1,000人あたり1年間で発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)

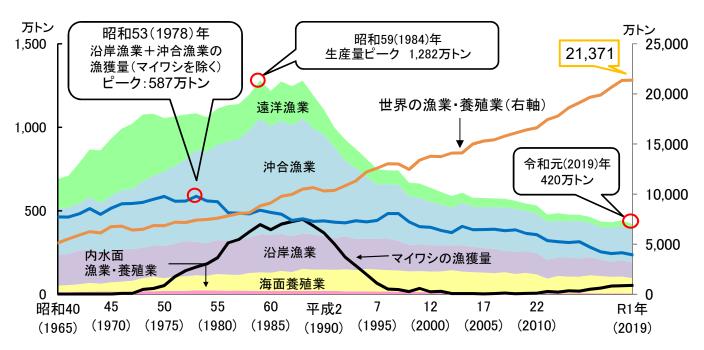


⑥-水-1:漁業・養殖魚の生産量の推移



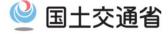
■ 漁業・養殖業生産量は、令和元年において420万トン(ピーク時(昭和59年)の約3分の1)。

*世界の漁業・養殖業は右軸、他は全て左軸



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)、FAO「Fishstat(Capture Production、Aquaculture Production)」 (日本以外の国)に基づき水産庁で作成

⑥-水-2:漁業経営と漁業就業者の推移



- 沿岸漁家(個人経営体)の漁労所得は、平成27~29年を除き、200万円台で推移。
- 漁業就業者数は、近年、減少傾向で推移し、令和元年においては14.5万人。

沿岸漁家の漁業経営状況の変化

千円 400.0 350.9 _{338.3} 347.8 350.0 300.0 272.6 ^{251.2} 242.2 238.0 239.5 ^{253.6} 250.0 216 200.0 150.0 100.0 50.0 0.0 26 27 28 (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (201

漁業就業者数の推移



- 資料:農林水産省「漁業経営調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成 注:1)「漁業経営統計調査」の個人経営体調査の結果を「漁業センサス」の10トン未満の漁 船漁業、小型定置網及び海面養殖業の経営体の日に応じて加重平均して算出し た。
 - 2)平成23(2011)年調査は、岩手県、宮城県及び福島県の経営体を除く結果である。平成24(2012)年以降の漁船漁業については、東日本大震災により、漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。平成24(2012)年の海面養殖業については、岩手県及び宮城県の調査経営体を含まない(かき養殖業を除く。)。平成25(2013)年ののり類養殖業は、宮城県の経営体を除く結果である。
 - 3)平成28(2016)年調査において、調査体系の見直しが行われたため、わかめ養殖と真珠養殖を除く結果である。
 - 4)漁労所得には、制度受取金(漁業)を含めない。

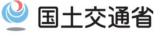
- 資料: 農林水産省「令和元年漁業構造動態調査」(組換集計)(令和元(2019)年)、「漁業センサス」(平成15(2003)年、20(2008)年、25(2013)年及び30(2018)年)及び「漁業就業動向調査」(その他の年)
 - 注:1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 - 2)平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。

参考資料

(2) 生活に必要な所得を得るために必要な機能

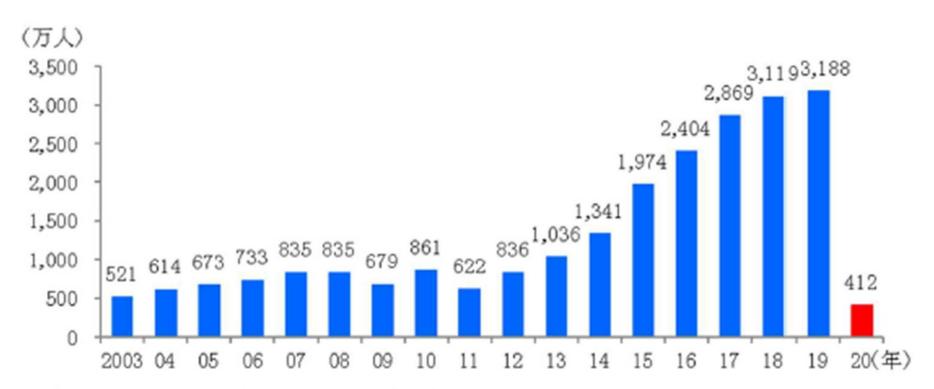
7観光

7-1:訪日外国人旅行者数の推移



〇訪日外国人旅行者数は、2019 年(令和元年)は3,188万人(前年比2.2%増)となり、7年連続で過去 最高を更新したが、2020 年(令和2年)は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響等により、2月以降大きく減少し、前年比87.1%減の412 万人となった。

図表 I-12 訪日外国人旅行者数の推移

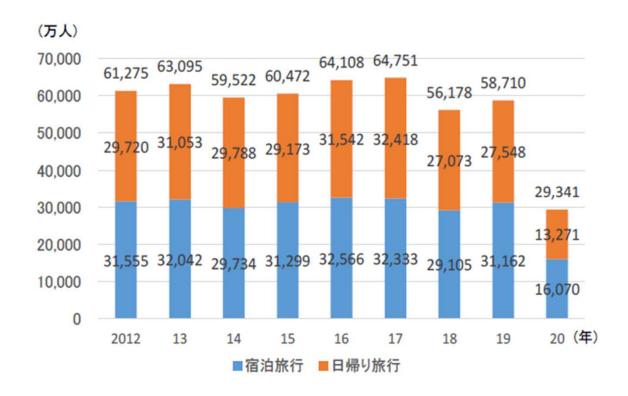


資料:日本政府観光局資料に基づき観光庁作成

⑦-2:日本人国内宿泊旅行延べ人数、国内日帰り旅行延べ人数の推移

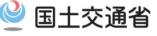
〇 2019年(令和元年)の日本人の国内宿泊旅行者数は延べ3億1,162 万人(対2012年比98.8%)、国内日帰り旅行者数は延べ2億7,548 万人(対2012年比92.7%)であったが、2020 年(令和2年)の日本人の国内宿泊旅行者数は延べ1億6,070 万人(前年比48.4%減)、国内日帰り旅行者数は延べ1億3,271 万人(前年比51.8%減)と、宿泊旅行、日帰り旅行ともに大きく減少した。

図表 I-26 日本人国内宿泊旅行延べ人数、国内日帰り旅行延べ人数の推移

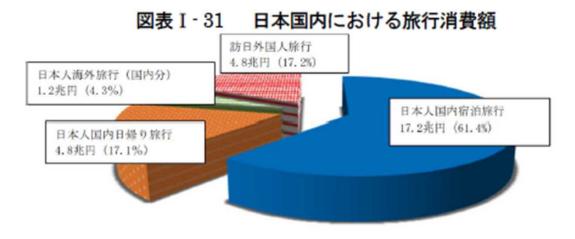


資料: 観光庁「旅行·観光消費動向調査」

⑦-3:日本国内における旅行消費額



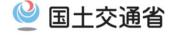
〇2019 年(令和元年)の日本人及び訪日外国人旅行者による日本国内における旅行消費額は、27.9 兆円(前年比7.1%増)となった。このうち、日本人による旅行消費額は23.1 兆円(前年比7.2%増)、訪日外国人旅行者による旅行消費額は4.8 兆円(前年比6.5%増)であり、訪日外国人旅行者による旅行消費額は3年連続で全体の15%を超えた。



2012年 17 13 14 15 16 18 19 日本人国内宿泊旅行 17.2 13.9 15.8 15.0 15.4 16.0 16.1 15.8 日本人国内日帰り旅行 4.8 4.8 4.5 5.0 4.4 4.6 4.9 4.7 日本人海外旅行 (国内分) 1.3 1.2 1.2 1. 1 1.0 1.1 1.1 訪日外国人旅行 2. 0 3. 5 4.5 4.8 1 4 合計 27.9 21.8 24.8 25.8 26.7 26.1

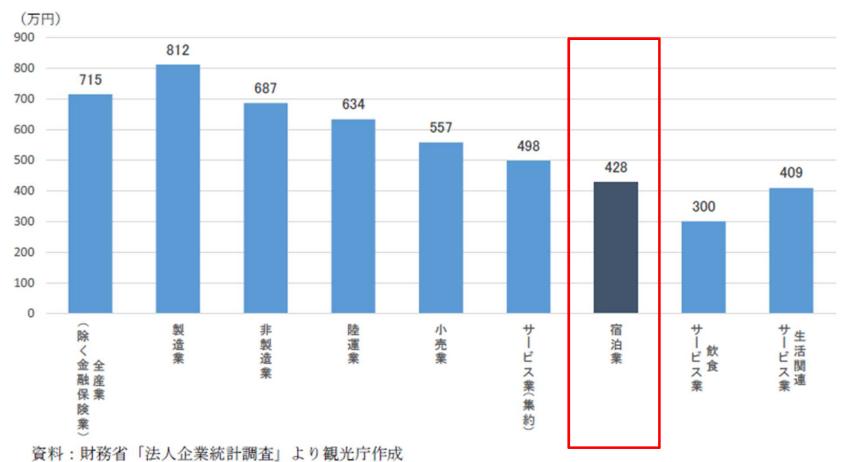
資料:観光庁「旅行・観光消費動向調査」及び「訪日外国人消費動向調査」より作成

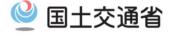
⑦-4:産業別 労働生産性(従業員1人当たり付加価値額)(2019 年度)



〇財務省「法人企業統計調査」によると、宿泊業の労働生産性(従業員1人当たり付加価値額)は428万円と、全産業平均(715万円)、非製造業平均(687万円)、サービス業平均(498万円)に比べると低い水準にある。

図表 II-60 産業別 労働生産性(従業員1人当たり付加価値額)(2019年度)



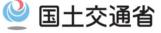


参考資料

(3)日常に潤いを与える文化的な生活に必要な機能

8 自然環境(生物多様性・景観を含む)

8-1:生物多様性の状態



・2021年に環境省が公表した生物多様性の総合評価によると、わが国の生物多様性は、過去 50 年間損失し続けている。生態系によっては損失の速度は弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している。

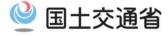
		₹	森林生態系	Ŕ	唐	是 地生態系	Ŕ	都市生	主態系	陸水生	上態系	沿岸	・海洋生	態系	島嶼生態系	生息	族系の連絡	売性
		森林生態系の規模・質	種の個体数・分布森林生態系に生息・生育する	人工林の利用と管理	農地生態系の規模・質	種の個体数・分布農地生態系に生息・生息する	農作物・家畜の多様性	都市緑地の規模	種の個体数・分布	陸水生態系の規模・質	種の個体数・分布	沿岸生態系の規模・質	数・分布 浅海域を利用する種の個体	有用魚種の資源の状況	島嶼の固有種の個体数・分布	森林生態系の連続性	農地生態系の連続性	河川・湖沼の連続性
長期的推移	過去 50 年~ 20 年の間	1			1			1		1		1		?	[?]			1
推移	過去 20 年~ 現在の間	/		1	1					1		`	`				1	\
現在	の損失と傾向	\rightarrow	1	\Rightarrow	1	1	\Rightarrow	→	→	$\hat{\mathbb{T}}$	\Delta	8	8	1	Ø	\Rightarrow	1	\Rightarrow

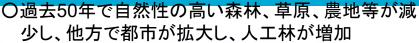
評価対象		凡	例	
	弱い	中程度	強い	非常に強い
損失の大きさ				
	回復	横ばい	損失	急速な損失
状態の傾向	7	\rightarrow	•	1

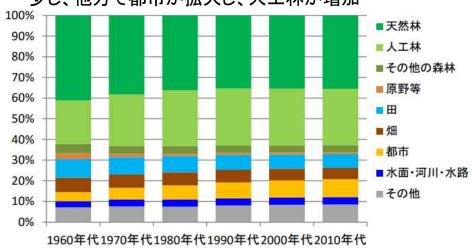
注:視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要である。

注:評価の破線表示は情報が十分ではないことを示す。

8-2:土地利用の推移、保護地域の指定状況等



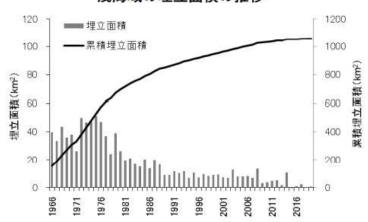




(出典:国土交通省, 1965-2017;: 土地白書、林野庁, 1966-2017; 森林林業統計要 覧、農林水産省, 1965-2015: 耕地及び作付面積統計より作成)

〇沿岸域の埋立等の開発・改変の圧力は低下しているが、 継続的な影響が懸念

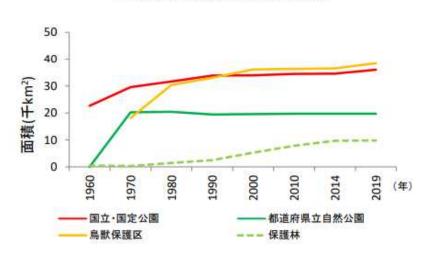
浅海域の埋立面積の推移



出典) 国土地理院, 1965-2019: 全国都道府県市区町村別面積調査より作成

○保護地域の面積は長期的に拡大する方向で推移

主な保護地域の面積の推移



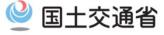
○都市域で都市公園、特別緑地保全地区等の面積は 年々増加傾向

都市域における水と緑の公的空間確保量 (m²/人)



出典) 国土交通省, 2020:令和2年度実施施策に係る事前分析表、 国土交通省, 2018:平成30年度実施施策に係る事前分析表より作成

⑧-3:里地里山の利用の減退に伴う生物多様性の劣化への影響



- ・絶滅危惧種として環境省レッドリストに掲載された里地里山を生息地とする動物種は1991年以降 30年ほどで11.4倍に増加
- ・モニタリングサイト1000(環境省)による過去10年間の調査結果からチョウ類の約4割の種で個体数が減少

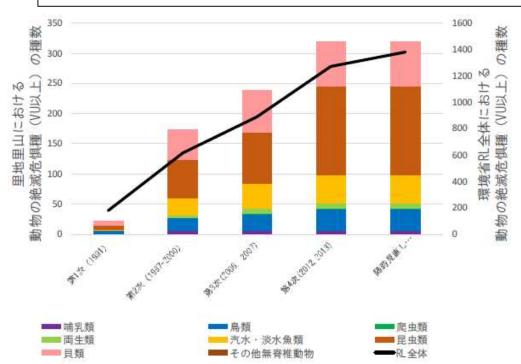


図:動物類全種における絶滅危惧種数の推移

年を経るごとに、里地里山の絶滅危惧種数が増加

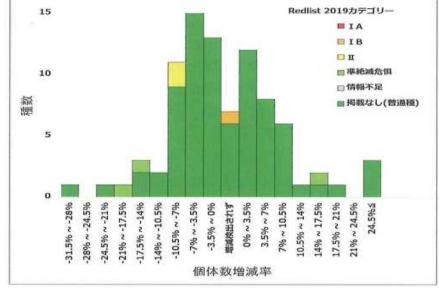
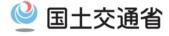


図:全国でよく見られるチョウ類87種の各種ごとの1年間の個体数増減率の内訳

モニタリング10年間の調査の結果、チョウ類87種の半分以上が減少傾向があり、その中にはごく普通に見られていた種(オオムラサキ、ミヤマカラスアゲハ、ジャノメチョウ・イチモンジチョウ)が含まれていた。

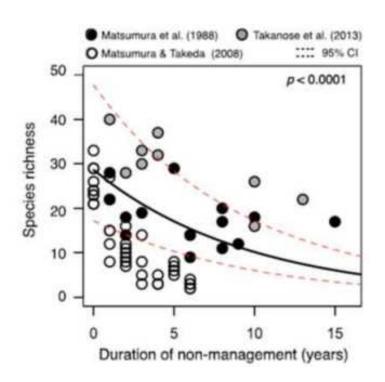
(出典:第3回次期生物多様性国家戦略研究会(環境省R2.6))

⑧-4:里地里山の利用の減退に伴う生物多様性の劣化への影響



・農地の耕作放棄や二次林・人工林の管理放棄により種数が減少するなど生物多様性が劣化

〇耕作放棄の年数と生物の種数の関係



Koshida & Katayama (2018) A meta-analysis of the effects of rice-field abandonment on biodiversity in Japan. Conservation Biology. 32:1392-1402

耕作放棄の年数増加に伴い、種数が減少

〇ハチ類、チョウ類、甲虫類、ハナアブ類の種の 多様性と間伐の関係

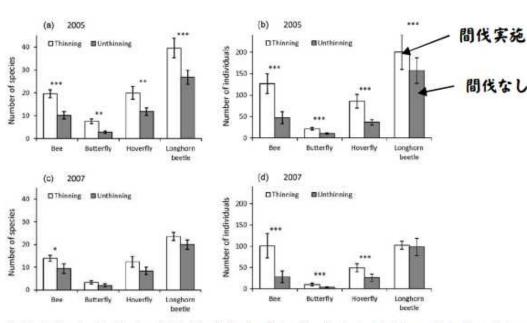


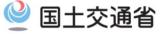
Fig. 3. Species richness (a and c) and abundance of individuals (b and d) of bees, butterflies, hoverflies, and longhorn beetles in relation to tree thinning. The tree thinning was carried out in 2004, so 2005 and 2007 indicate time points 1 and 3 years after treatment, respectively. Error bars represent standard errors. ***, ***, and * represent P-values at significance levels of 0.001, 0.01, and 0.05, respectively.

Taki et al. (2010) Responses of community structure, diversity, and abundance of understory plants and insect assemblages to thinning in plantations. Forest Ecology and Management. 259(3):607-613.

間伐を行った場所の方が、種の多様性は高くなる

(出典:第3回次期生物多様性国家戦略研究会(環境省R2.6))

8-5:ニホンジカ等の個体数・分布・鳥獣被害額の状況



- ・ニホンジカやイノシシの推定個体数は増加傾向であったが、捕獲の強化が進み、平成26(2014年)を ピークに減少傾向
- ・ニホンジカやイノシシの分布域は拡大。ニホンジカの分布域は昭和53年度から平成30年度までの40 年間で約2.7倍に拡大、平成26年度から平成30年度までに約1.1倍に拡大 (特にニホンジカは東北・北陸・中国地方、イノシシは東北・北陸・関東地方で拡大))

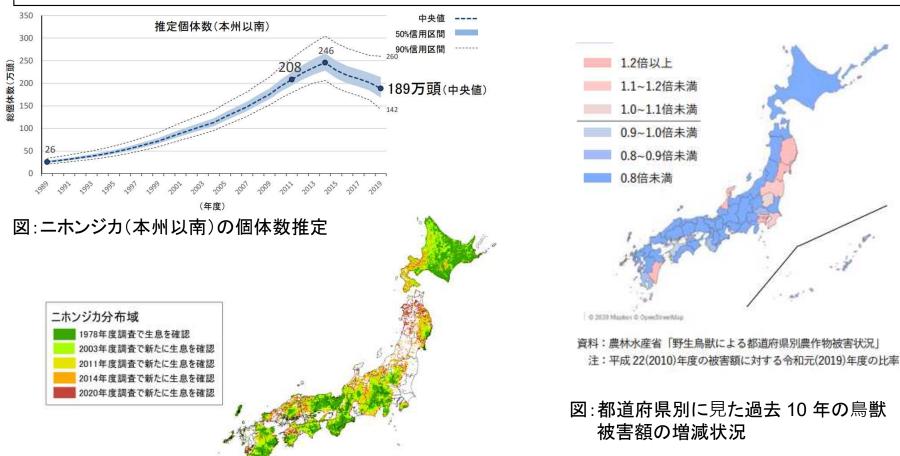
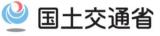


図:都道府県別に見た過去 10 年の鳥獣

(出典:令和2年度 食料・農業・農村白書)

図:ニホンジカ 生息分布図

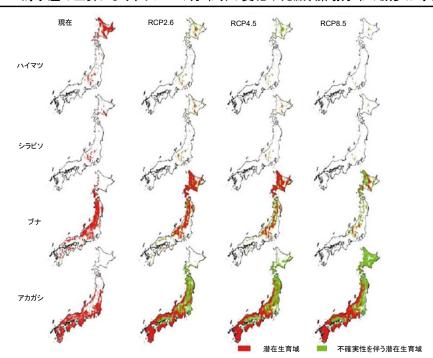
8-6:気候変動による生態系への影響



○ 植生や野生生物の分布変化等が既に確認されており、将来もそうした影響がさらに進行することが予測されている。

【陸域】

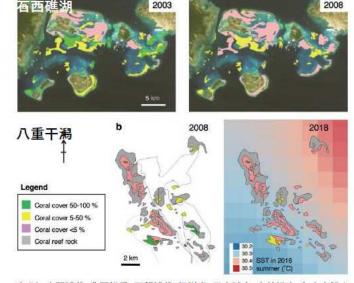
- ・ 気温上昇等の変化は、特に高緯度・高標高域の生態系には影響が大きいと考えられており、高山帯に相当する環境を持つ地域が消失することなどが予測 されている。
- ・ 気候変動に伴い、樹種の潜在生育域の変化が予測される。また、竹林の分布域拡大が予測されており、里山環境にも影響を及ぼす可能性がある。 【淡水域】
- ・ 気温の上昇により、湖沼や河川の水温の上昇や水質の変化をもたらす可能性があり、淡水生態系に影響を及ぼす可能性がある。 【沿岸域】
- ・ 日本近海における海面水温は上昇傾向にあり、寒冷な環境を好む種の減少、温暖な環境を好む種の増加・分布拡大など、水温上昇に伴う生物の分布域 の変化が確認されている。
- 海水温の上昇により、サンゴの分布域の変化や死滅、藻場分布の減少が予測され、こうした環境に依存する生物にも影響を及ぼすことが懸念される。



【将来予測】ハイマツ、シラビソ、ブナ、アカガシの潜在生育域の将来変化 ※2081~2100年の各RCPシナリオにおける予測。

(出典)気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート(環境省・文部科学省・農林 水産省・国土交通省・気象庁、2018)

石西礁湖と八重干瀬における白化現象前後のサンゴの分布

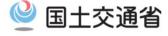


出典) 山野博哉, 北野裕子, 阿部博哉, 細川卓, 田中誠士, 小林裕幸, & 山本智之. (2019). 高水温が引き起こした白化現象によるサンゴ礁の衰退:沖縄県石西礁湖と八重干瀬における航空機観測. 日本リモートセンシング学会誌, 39(5), 393-398.

石西礁湖や八重干瀬において、白化に よってサンゴ被度が激減

79

(出典:第5回次期生物多様性国家戦略研究会(環境省R2.10))

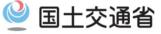


参考資料

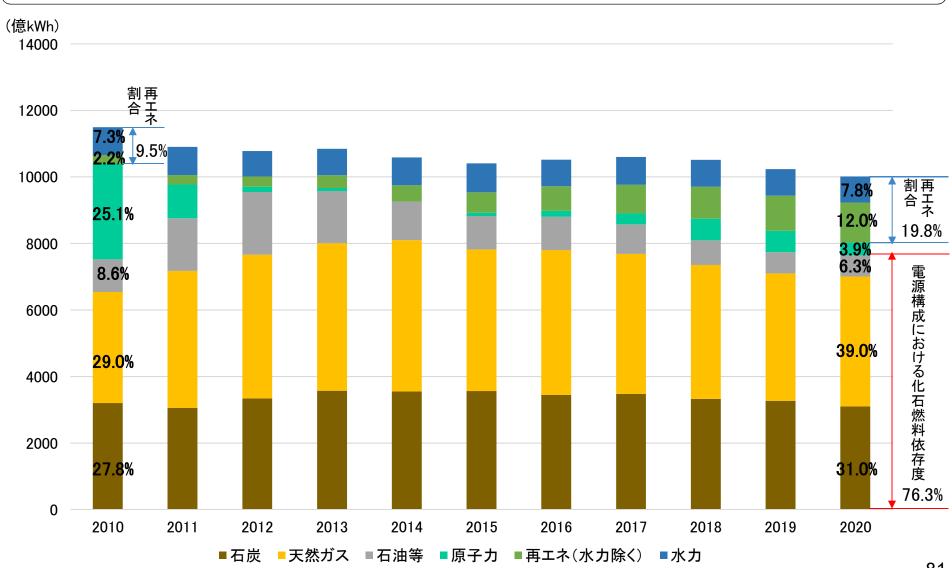
(3)日常に潤いを与える文化的な生活に必要な機能

9環境(地域の再生エネルギーの導入)

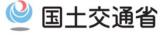
9-1:電源構成の推移



〇電源構成のうちの再エネの割合は2010年度時点で9.5%であったが、2020年度時点では19.8%であり、10年間で10%以上増加している。



9-2:地球温暖化対策推進法の一部改正(2021年5月成立)



主な改正点とそのポイント

①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- ♪パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付け。
- ●政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体(国民、地方公共団体、事業者等)に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進。

②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- ●地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の 再工ネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域や 環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- ◆市町村から認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続ワンストップ化等の特例を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する地域の再工ネを活用した脱炭素化の取組を推進。

③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

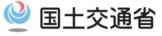
- ◆企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- ●地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加。
- ●企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、我が国企業の一層の取組を促進。

参考資料

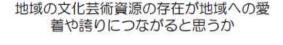
(3) 日常に潤いを与える文化的な生活に必要な機能

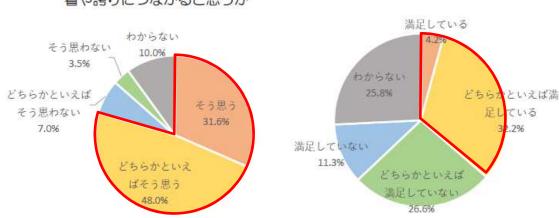
⑩文化芸術(伝統的・歴史的な祭り、芸能、食文化、景観等)

10-1:地域の文化芸術に対する意識(1)

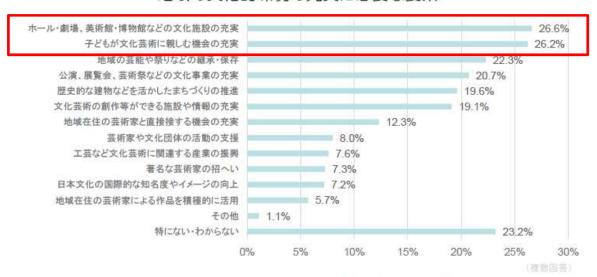


- 国民の約8割が、地域の文化芸 術資源の存在が地域への愛着 や誇りにつながると思っている。
- 一方、住んでいる地域の文化的 環境に満足している人は約4割 に留まる。
- また、地域の文化的環境の充実 に必要な要素としては、文化施設 の充実や子どもが文化芸術に親 しむ機会の充実といった回答が 多い。





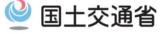
地域の文化的環境の充実に必要な要素



出典:文化庁「文化に関する世論調査」(令和元年度)

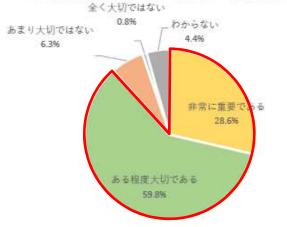
住んでいる地域の文化的環境の満足度

⑪-2:地域の文化芸術に対する意識(2)

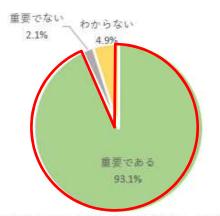


- 国民の約9割が、日常生活にお ける文化芸術の体験・活動の重 要性を感じている。
- とりわけ、こどもの文化芸術体験 の重要性を感じている。

日常生活における 文化芸術の体験・活動の重要性



子どもの文化芸術体験の重要性



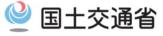
出典:内閣府「文化に関する世論調査」 (平成21年11月)

子どもの文化芸術体験で重要な事項



出典:文化庁「文化に関する世論調査」 (令和元年度)

10-3:地域の文化芸術に対する意識(3)



地域の伝統的な芸能や祭りを鑑賞した人又は参加した人は、いずれも10%に満たない。

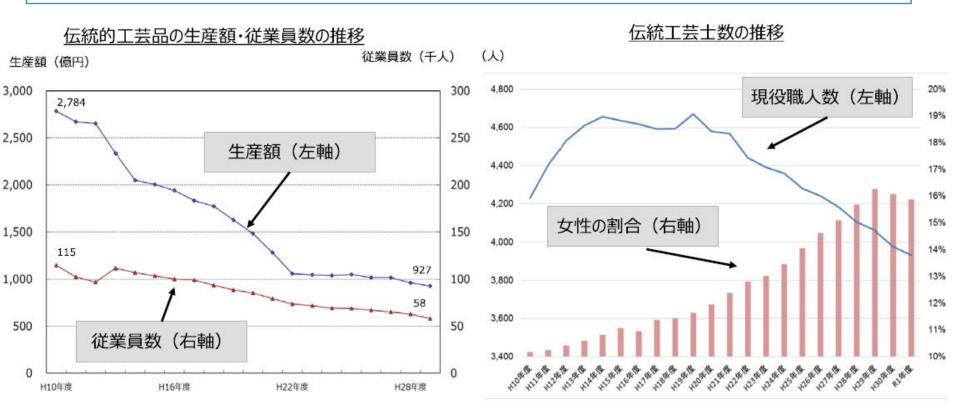


出典:文化庁「文化に関する世論調査」(令和元年度)

10-4:後継者の減少

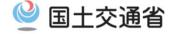


- 伝統的工芸品産業の従業員数は緩やかな減少傾向にあり、平成29年度は5.7万人。
- 伝統工芸士は職人の高齢化に伴い減少傾向。一方で、女性が伝統工芸士に占める割合は増加傾向にあり、女性活躍が進んでいる。



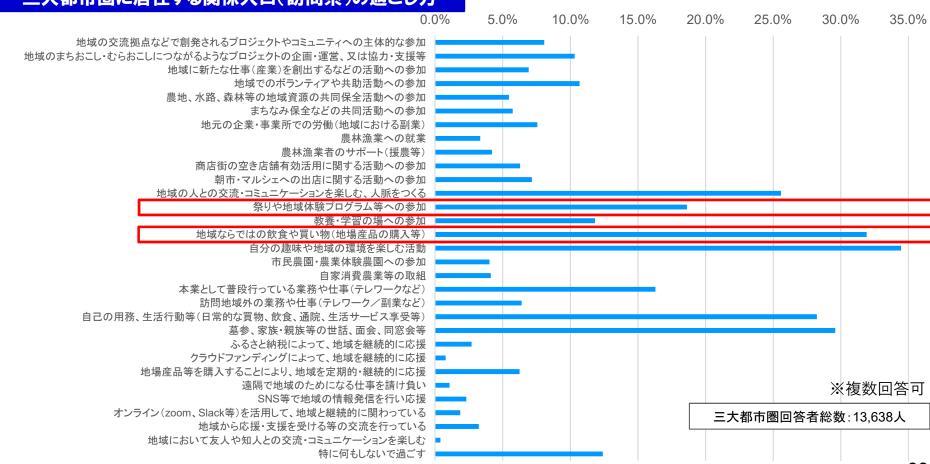
出典:一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会(直近は平成29年度)

10-5:関係人口への期待



- 全国の関係人口(訪問系)は約1,827万人と推計。うち、約半数の861万人が三大都市圏に居住。
- 三大都市圏に居住する関係人口(訪問系)の約2割が「祭りや地域体験プログラム等への参加」、約3割が「地域ならではの 飲食や買い物(地場産品の購入等)」により、特定の地域と継続的に関わりをもっており、地域固有の文化等を関わりの対象 としている。
- 関係人口(訪問系)の中には、地域のプロジェクト等へ参加する者も一定数おり、関係人口が地域の取組の担い手や支援者 となっていくことが期待される。

三大都市圏に居住する関係人口(訪問系)の過ごし方

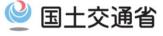


参考資料

(3) 日常に潤いを与える文化的な生活に必要な機能

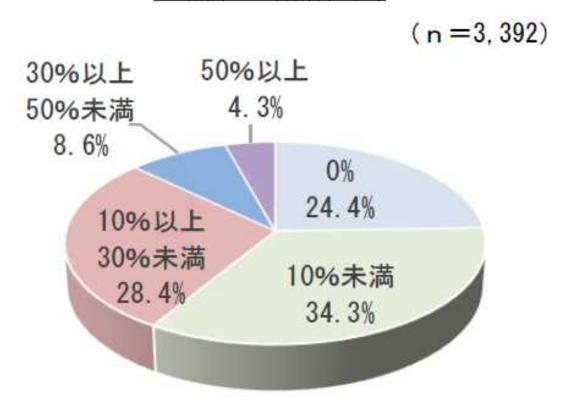
11中心市街地

①1-1:商店街における空き店舗の状況

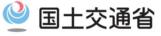


■ 空き店舗率ごとの商店街数の分布をみると、空き店舗率が10%を超える商店街は全体の41.3%

空き店舗率ごとの商店街数の分布



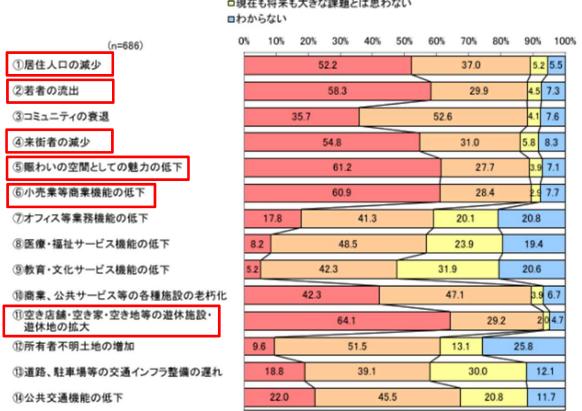
①-2:中心市街地が直面する課題



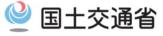
中心市街地の現在の課題については、「空き店舗・空き家・空き地等の遊休施設・遊休地の拡大」、「賑わい の空間としての魅力の低下」、「小売業等商業機能の低下」が6割を超え、「若者の流出」、「来街者の減少」、 「居住人口の減少」が5割を超える。

中心市街地の状況

- ■現在大きな課題となっている
- □現在は大きな課題となっていないが、将来大きな課題となることが予想される
- □現在も将来も大きな課題とは思わない

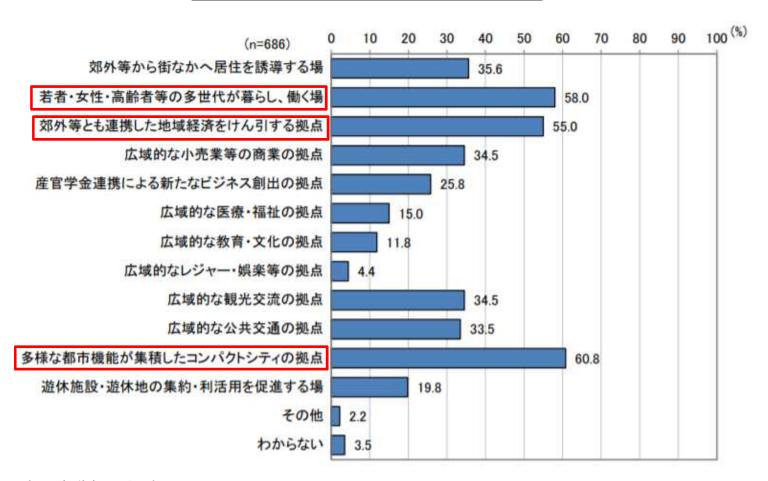


⑪-3:今後の中心市街地に期待される役割



■ 今後の中心市街地に期待される役割は、「多様な都市機能が集積したコンパクトシティの拠点」、「若者・女性・高齢者等の多世代が暮らし、働く場」、「郊外等とも連携した地域経済をけん引する拠点」の順に多い。

今後の中心市街地に期待される役割(5つまで選択)



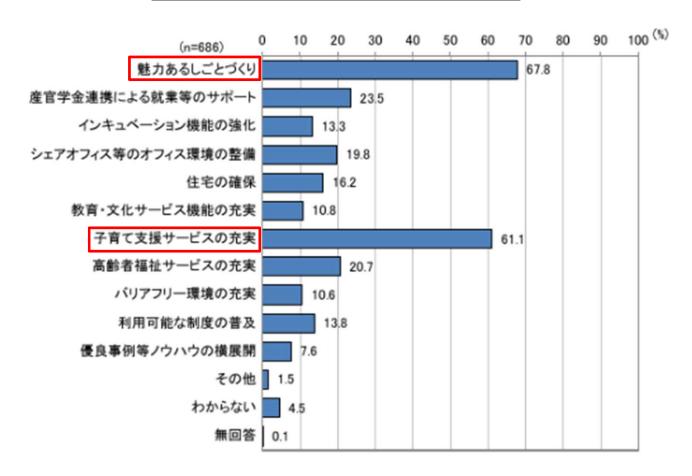
⑪-4:多世代が暮らし、働く場としての中心市街地の再生 🔮 国土交通省



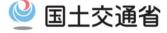
に向けて必要な項目

若者・女性・高齢者等の多世代が暮らし、働く場としての中心市街地の再生に向けて必要な項目は、「魅力あ るしごとづくり」、「子育て支援サービスの充実」が6割を超える。

中心市街地の再生に向けて必要な項目(5つまで選択)



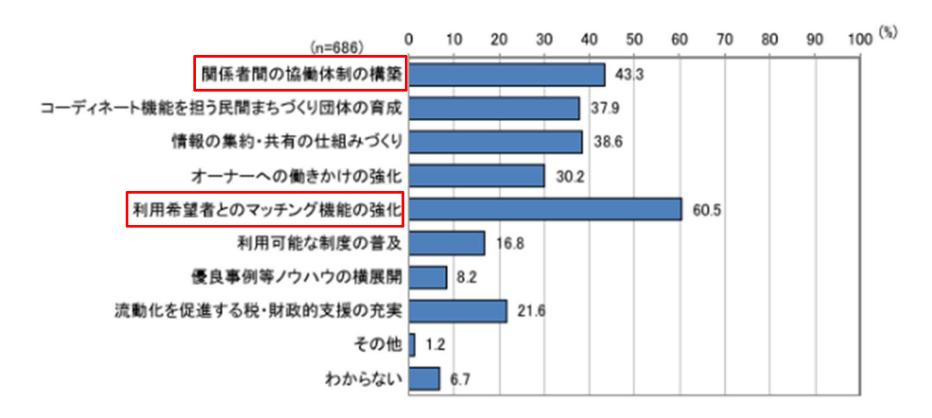
⑪-5:拡大する遊休施設・遊休地への対応に向けて



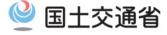
必要な項目

■ 拡大する遊休施設・遊休地への対応に向けて必要と思われる項目は、「利用希望者とのマッチング機能の強化」が6割を超え、「関係者間の協働体制の構築」が4割を超える。

拡大する遊休施設・遊休地への対応に向けて必要な項目(5つまで選択)

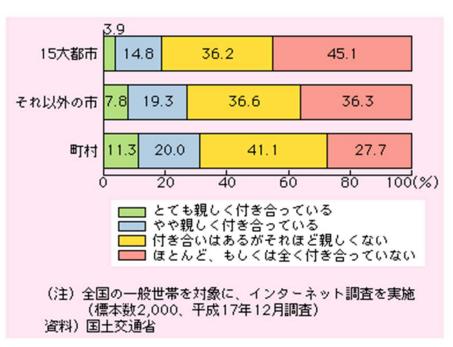


⑪-6:地域の人々との付き合いに関する意識等

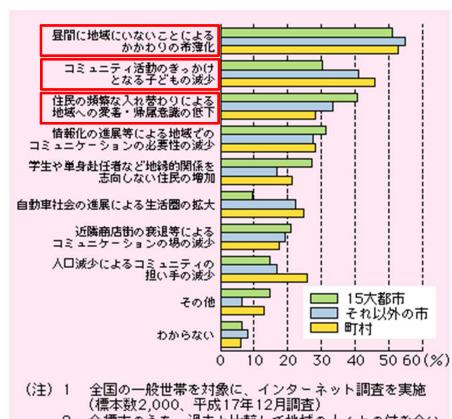


- 都市部、地方部における地域コミュニティの状況を把握するために行った調査によると、大都市、町村部において地域コミュニティが衰退している状況にある。
- 地域コミュニティの衰退を促す事象として、相対的に強く認識されているものは、「昼間に地域にいないことによるかかわりの希薄化」、「コミュニティ活動のきっかけとなる子どもの減少」、「住民の頻繁な入れ替わりによる地域への愛着・帰属意識の低下」が挙げられる。

地域の人々との付き合い



地域の人々との付き合いが疎遠な理由



2 全標本のうち、過去と比較して地域の人々との付き合いが「とても疎遠になっている」又は「やや疎遠となっている」と回答した400標本を対象に集計

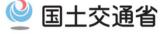
資料) 国土交通省

出典: 平成17年国土交通白書

① -7:「居心地がよく歩きたくなるまちなか」のイメージ



出典:「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生:「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言(概要) (令和元年6月 国土交通省都市局)

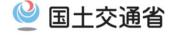


参考資料

(1)~(3)の機能を支える要素

12防災・減災、国土強靭化 (地域の防災)

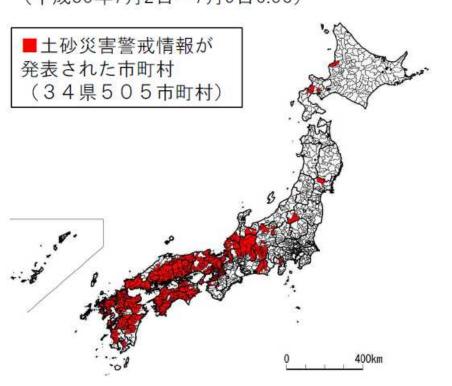
12-1:平成30年7月豪雨における土砂災害警戒情報の発表状況



■ 平成30年7月豪雨では、人的被害(死者)が発生した53箇所のうち、発災時刻※が特定できた全箇所(53 箇所)で、土砂災害発生前に土砂災害警戒情報が発表済みであった。

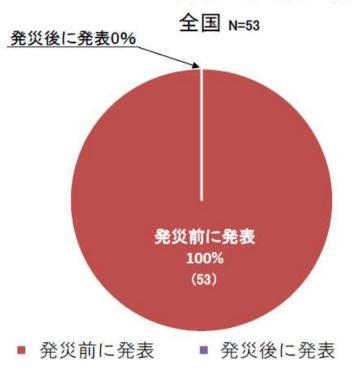
(※)災害発生時刻は報道情報等含む。

土砂災害警戒情報の発表状況 (平成30年7月2日~7月9日6:05)

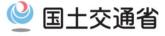


土砂災害警戒情報の発表状況

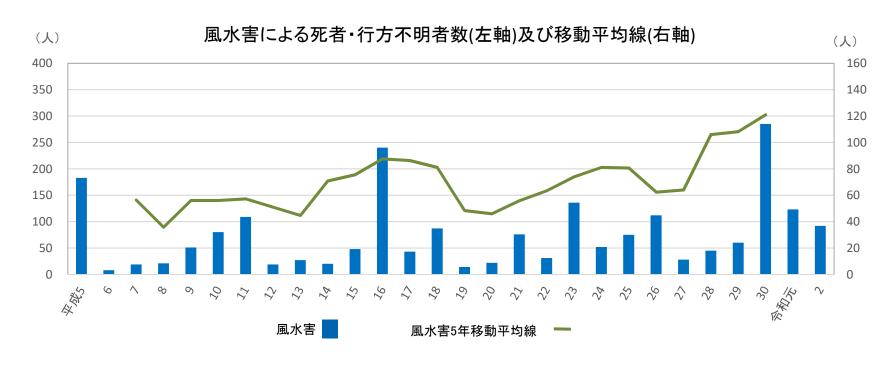
(平成30年8月8日時点)



12-2:近年(平成5年以降)の自然災害による死者・行方不明者数内訳



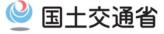
■ 自然災害の激甚化・頻発化が指摘される中、風水害による死者・行方不明者数の(5年)移動平均線は、増加傾向を示し始めている。



自然災害による死者・行方不明者数内訳

年次	平成 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2
風水害	183	8	19	21	51	80	109	19	27	20	48	240	43	87	14	22	76	31	136	52	75	112	28	45	60	285	123	92
地震·津波	234	3	6,437	0	0	0	0	1	2	0	2	68	1	0	16	24	1	0	22,303	0	0	0	0	267	0	49	0	0
火山	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0	0	0	1	0	0
雪害	9	21	14	28	16	28	29	52	59	26	12	16	98	88	5	48	35	57	125	138	92	108	49	32	68	103	32	15
その他	11	7	8	35	4	1	3	6	2	2	0	3	6	2	4	7	3	1	2	0	6	0	0	0	1	6	0	0
合計	438	39	6,482	84	71	109	141	78	90	48	62	327	148	177	39	101	115	89	22,566	190	173	283	77	344	129	444	155	107

12-3:気候変動に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化

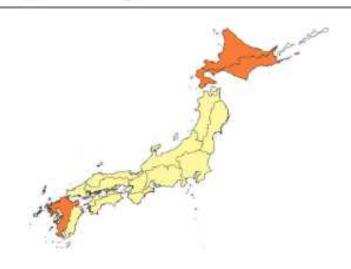


- O2℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、3地域で1.15倍、その他12地域で1.1倍、4℃上昇した場合の降雨量変化倍率は3地域で1.4倍、その他12地域で1.2倍と試算。
- ○4°C上昇時には小流域・短時間降雨で影響が大きいため、別途降雨量変化倍率を設定する。

<地域区分毎の降雨量変化倍率>

11.14.5.7	2℃上昇	4°0	上昇
地域区分	(暫定値)		短時間
北海道北部、北海道南部、九州北西部	1.15	1.4	1.5
その他12地域	1.1	1.2	1.3
全国平均	1.1	1.3	1.4

^{※ 4℃}上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと

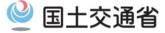


<参考>降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
RCP2.6(2°C上昇相当)	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
RCP8.5(4℃上昇相当)	(約1.3倍)	(約1.4倍)	(約4倍)

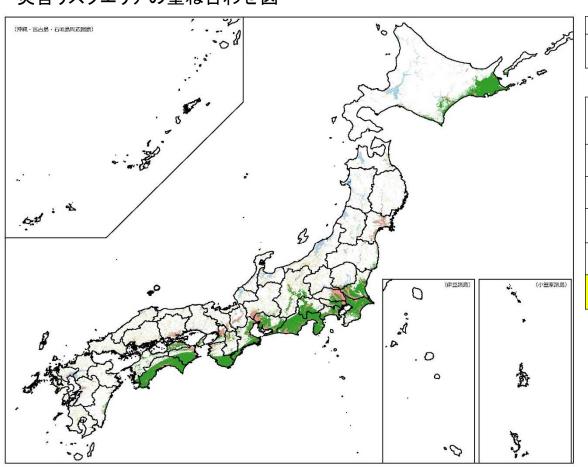
- ※ 降雨量変化倍率は、20世紀末(過去実験)に対する21世紀末(将来実験)時点の、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の降雨量の変化倍率の平均値
- ※ RCP8.5(4℃上昇相当)時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度が4℃上昇した世界をシミュレーションしたd4PDFデータを活用して試算
- ※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の流量の変化倍率の平均値
- ※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値 (例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)

12-4:日本全国における災害リスクエリアに居住する人口



- 日本全国の災害リスクエリア内人口は2015年で約8,603万人、2050年には約7,187万人となり、総人口に対する割合は約2.8%増加すると予測されている。
- 2050年には地震リスクエリア内人口は約1,015万人減少するが、総人口に対する割合は約3.7%増加すると予測されている。

災害リスクエリアの重ね合わせ図



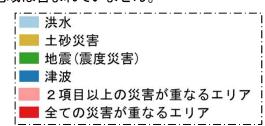
日本全国の将来人口推計

	2015年	2050年
人口	12,709万人	10,192万人

日本全国の4災害影響人口

対象災害	リスクエリア内人口 (2015) (総人口に対する割合)	リスクエリア内人口 (2050) (総人口に対する割合)							
洪水	3,703万人(29.1%)	3,108万人(30.5%)							
土砂災害	595万人(4.7%)	374万人(3.7%)							
地震 (震度災害)	7,018万人(55.2%)	6,003万人(58.9%)							
津波※	754万人(5.9%)	597万人(5.9%)							
災害リスク エリア	8,603万人(67.7%)	7,187万人(70.5%)							

※一部地域は津波浸水想定のデータがないこと等から、その地域は含まれていません。



※なお、洪水、土砂災害、地震(震度災害)、津波のいずれかの災害リスクエリアに含まれる地域を「災害リスクエリア」として集計しています。

(出典)国土交通省国土数値情報より国土政策局作成 ※国土の長期展望専門委員会最終とりまとめ参考資料P165(令和3年6月)

12-5:今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言



~避難に対する基本姿勢~

現状

- ✓ 行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員が限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策・ソフト対策に限界
- ✓ 防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要

目指す社会

住民「自らの命は自らが守る」意識を持つ

- ✓ 平時より災害リスクや避難行動等について把握する。
- ✓ 地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める。
- ✓ 災害時には自らの判断で適切に避難行動をとる。

行政 住民が適切な**避難行動をとれるよう全力で支援**する

- ✓ 平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知をする。
- ✓ 災害時には、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供する。

実現のための戦略

①災害リスクのある全ての地域であらゆる世代の住民に普及啓発

子供

災害のリスクのある全ての小・中学校等における避難訓練・防災教育

地域

全国で地域防災リーダーを育成し、防災力を強化

高齢者

全国で防災と福祉が連携し、高齢者の避難行動に対する理解を促進

②全国で専門家による支援体制を整備

専門家(水害、土砂災害、防災気象情報)

①の取組を支援するため、全国で地域に精通した防災の専門家による支援体制を整備

③住民の行動を支援する防災 情報を提供

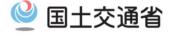
リスク情報

地域の災害リスクを容易に入手できるよう、各種災害のリスク情報を集約して一 元化し、重ね合わせて表示

防災情報

防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することなどを通して、受け手側が情報 の意味を直感的に理解できるような取組を 推進

12-6: 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」



頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、 立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

(開発許可の見直し) ※令和4年4月施行予定

く災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等(自己居住) 用を除く)(こ加え、自己の業務用施設(店舗、 病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)の 開発を原則禁止

く災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における住宅等の開発許 可を厳格化(安全上及び避難上の対策等を許 可の条件とする)

区	区域							
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を 原則禁止						
災害イエローゾーン	市街化調整区域	開発許可の 厳格化						

【都市計画法、都市再生特別措置法】

- 災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- 土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域

災害レッドゾーン

- · 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

·十砂災害警戒区域

浸水想定区域(洪水等の発生時に 牛命又は身体に著しい危害が牛ずる おそれがある土地の区域に限る。)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号) ◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

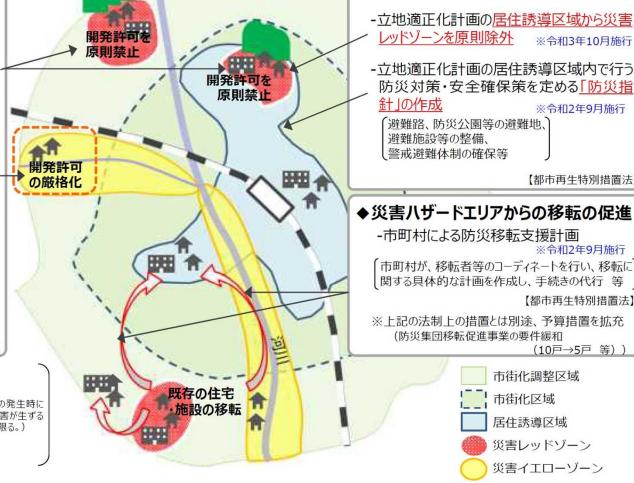
- -立地適正化計画の居住誘導区域から災害
- 防災対策・安全確保策を定める「防災指

【都市再生特別措置法】

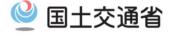
◆災害ハザードエリアからの移転の促進

. 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に 関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等

【都市再生特別措置法】



12-7:水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫



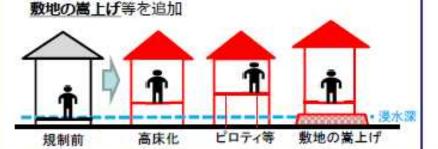
水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- ① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や 要配慮者施設等の安全性を事前確認(特定都市河川法)
 - 一漫水被害の危険が著しく高いエリア
 - 都道府県知事が指定
 - 個々の開発・建築行為を許可制(こ)
 (居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)
 ※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

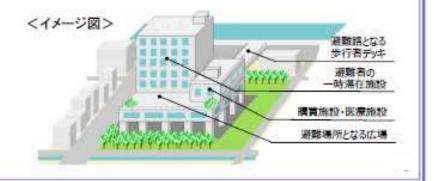
- 地区単位の浸水対策を推進(Winhthmid)
 - 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり
 - −地区計画のメニューに<u>居室の床面の高さ</u>、



- ③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリア から安全なエリアへの移転を促進(防薬法)(※予賞製庫)
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充

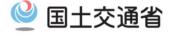
【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域【追加】 漫水被害防止区域のほか、地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加

- 事業の担い手を都道府県・URに拡充
 - ①都道府県による事業の計画策定
 - ②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化
- ④ 災害時の避難先となる拠点の整備(場市計画法)
 - 水災害等の発生時に住民等の<u>避難・滞在の拠点</u> となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)



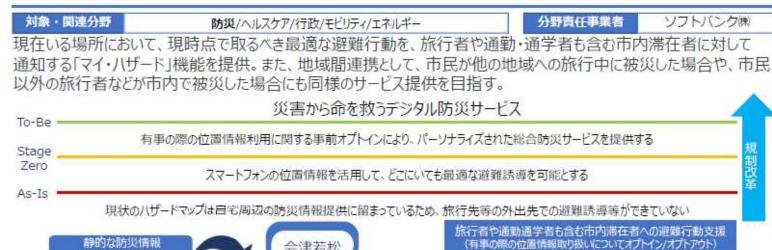
12-8:位置情報を活用した取組(会津若松の事例)

●会はそれす 命を守るデジタル防災 (マイ・ハザード)



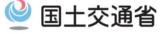
Ⅱ①「複数分野の先端的 ―ビスの提供」に関する事項

■ 会津若松市では、オプトイン(事前同意)に基づく市民からのデータ提供と、提供されたデータを活用したパーソ ナライズされたサービスの提供を行っている。





Copyright @ 2021 Aizuwakamatsu-City & co-proposers All rights reserved.

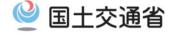


参考資料

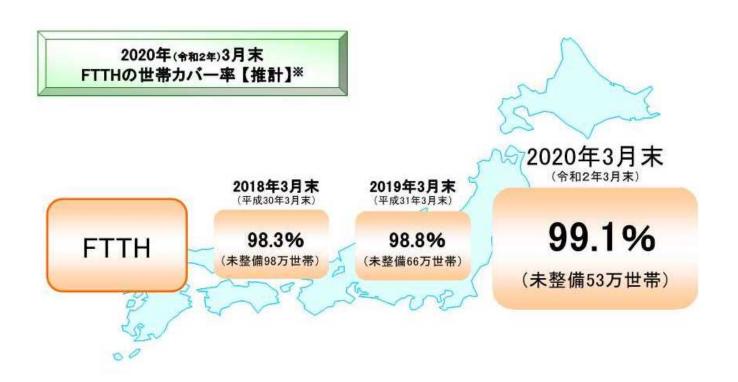
(1)~(3)の機能を支える要素

13情報通信基盤

13-1:ブロードバンド基盤の整備状況(2020年3月末)



- ■ブロードバンド基盤の構築のため、光ファイバ基盤の整備が進められており、全国で99.1%(未整備53万世帯)の整備率。
- ■さらに整備を進め、2022年3月末まで99.9%(未整備17万世帯)まで整備する予定。



※ 2018年3月末及び2020年3月末のカバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点第二位以下を四捨五入)。

※ 2019年3月末のカバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能 世帯数を 総世帯数で除したもの(小数点第二位以下を切捨て)。

⑪-2:携帯電話を利用できない不感地域の状況(令和元年度末學

国土交通省

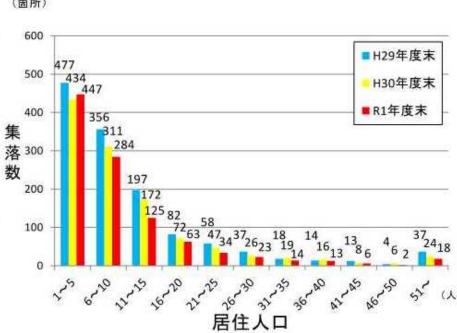
- ■携帯電話のサービスエリアの居住人口の割合(人口カバー率)は99.99%。
- ■携帯電話のサービスエリア外の居住人口(エリア外人口)は、全国で約約1.1万人。(エリア化を希望しない居住者を除くと約1.0万人)

エリア外集落は1,029か所(居住人口10人以下の集落が全体の71.0%)、エリア化を要望しない集落を除くと860箇所。

【エリア外人口等の推移】

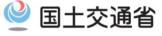
(万人) 20 エリア外人口 (エリア化を要望しない地 15.5 域を除く) 15 ーエリア外人口 12.1 10.0 10 8.1 5 1.6 1.3 1.1 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 年度末年度末年度末年度末年度末年度末年度末年度末年度末年度末年度末年度末

【エリア外集落数】

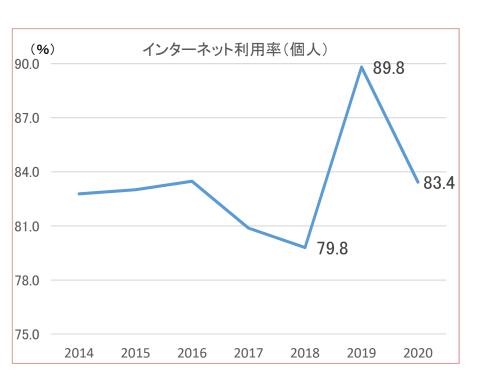


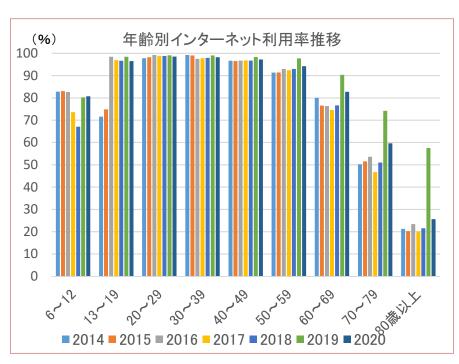
出典:携帯電話のサービスエリア外の状況(令和元年度末現在)

13-3:インターネット利用率(個人)



- ■インターネット利用率(個人)は83.4%(2020年)となっており、過去の平均でも80%以上の利用率を維持している。
- ■個人の属性別インターネット利用率(2020年)では、13歳~59歳までの各階層で90%以上であるが、70代以上では60%以下であり、過去7年の70歳以上のインターネット利用率の平均値は、40%台と低水準である。 (過去7年の平均は、70歳代は約55%、80歳以上は約27%)





出典:情報通信白書から国土政策局にて作成